

基本的考え方

- 1 金融監督に関する基本的考え方

1 - 1 金融監督の目的と監督部局の役割

金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。

我が国の金融監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取り組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

特に、監督部局は、個別金融機関の状況のみならず、金融機関全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他金融機関との比較分析を通じて、当該金融機関が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。

1 - 2 金融監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、金融監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現することが重要である。この

ため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。
また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること
監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること

(2) 金融機関との十分な意思疎通の確保

金融監督に当たっては、金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、金融機関からの報告に加え、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 金融機関の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。金融監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

- 2 監督指針策定の趣旨

2 - 1 監督指針策定の経緯

中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けて、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が、平成15年3月に公表された。

同プログラムにおいては、「各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令を含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（以下「監督指針」という。）を策定するとともに、ルールの特明確化を図る」こととされた。

これを踏まえ、本監督指針を策定することとしたものである。

2 - 2 監督指針策定の趣旨

監督指針策定の趣旨については、金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）において、以下のとおりとされている。

「中小・地域金融機関」の業務については、

- ・営業地域が限定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開を行っている
- ・中小企業又は個人を主要な融資対象としている

等の基本的特性を有しており、リレーションシップバンキング、すなわち、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデルを展開している。

本来、このようなビジネスモデルは、中小企業や地域経済の実態に根ざした情報が活用されることで、地域の中小企業への金融の円滑、貸し手・借り手双方の健全性の確保が図られるものであり、これにより、中小企業の再生と地域経済の活性化に果たす役割は大きいと考えられる。

一方、中小・地域金融機関は、地方経済を取り巻く厳しい環境の下、中小企業や地域経済から期待される役割を果たすため、取引先や地域への過大なコミットメントコストを負担することにより、かえって収益力や健全性の低下といった状況を招いている場合がある。このように、中小・地域金融機関の実態は、リレーションシップバンキング本来のあり方から乖離している面があり、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、地域の金融ニーズへの一層適切な対応や、持続可能性(サステナビリティ)

の確保を図る必要があると考えられる。

さらに、リレーションシップバンキングが有効に機能するためには、

- ・ 中小・地域金融機関、とりわけ非上場行や協同組織金融機関は、市場による経営チェックが行われにくいため、相対的にガバナンスが弱いのではないかなど指摘があること
- ・ 中小・地域金融機関の経営の健全性が損なわれた過去の事例を見ると、「創業者一族による長期経営」、「経営トップによる過度なワンマン経営」、「特定大口先の融資拡大」等の弊害が明らかとなっていること、

等を踏まえると、中小・地域金融機関自らの取組みに加え、経営に対する外部からの規律付けを十分に図っていく必要があり、情報開示等による規律付けとともに、当局による規律付けの必要性も大きいと考えられる。

以上の点を踏まえれば、これまでの早期是正措置や早期警戒制度が視野に入れている領域にとどまらず、コーポレートガバナンスや経営（マネジメント）の質、地域社会や取引先企業へのコミットメント（地域貢献）が収益力や財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を構築する方向で検討することが必要であると考えられる。

2 - 3 監督指針の位置付け

(1) 監督指針においては、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。

また、中小・地域金融機関の監督を直接担当する財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ）の職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置づけることとした。

なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（預金取扱金融機関関係）は、中小・地域金融機関の関連項目以外について規定されることとなる。

(2) 財務局は本監督指針に基づき中小・地域金融機関の監督事務を実施するものとする。

また、金融庁担当課室にあっても同様の取扱いとする。

銀行監督上の評価項目

- 1 経営管理

- 1 - 1 意義

リレーションシップバンキングを展開する中小・地域金融機関の持続可能性を確保し、経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

- 1 - 2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、執行役、監査役及びすべての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要となるが、その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者及び内部監査部門が果たす責務が重大であることから、経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

なお、検証に当たっては、金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成 15 年 3 月 27 日）において「中小・地域金融機関についてこれまで経営の健全性が損なわれた事例の一部を見ると、『創業者一族による長期経営』、『経営トップによる過度なワンマン経営』、『特定大口先の融資拡大』等の弊害が明らかになっている」等の指摘がなされていることに留意するものとする。

（１）代表取締役

法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。

代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む）し、定期的にその機能状況を確認しているか。

また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

（２）取締役及び取締役会

取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

取締役会は、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、全行的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。

取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、行内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。更に、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

(3) 監査役及び監査役会

監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。

監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

(4) 管理者（営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職）

管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。

管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、相互牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(5) 内部監査部門

内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。

内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。

内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。

(参考)

経営管理に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。

- ・金融庁「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」
- ・バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」（平成10年9月）（注）
- ・バーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」（平成11年9月）

（注）書式参考資料編参照

- 1 - 3 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。

(1) 総合的なヒアリング（ - 1 - 1 - 2 (3) を参照）

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこと

とする。

(2) トップヒアリング(- 1 - 1 - 2 (3) を参照)

トップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うものとする。

(3) 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。

また、特に必要があると認められる場合には、銀行の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。

(4) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証

経営管理については上記(1)から(3)のヒアリングに加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件報告、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

(5) モニタリング結果の記録

上記モニタリング結果を踏まえ、特質すべき事項については、 - 1 - 5 (1) で定める個別銀行に関するデータベースの中に記載することとする。

なお、モニタリングの結果、事務年度途中において特質すべき事項が生じた場合は、都度記録を更新することとする。

(6) 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には銀行法(以下「法」という。)第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

- 2 財務の健全性等

- 2 - 1 自己資本（早期是正措置）

- 2 - 1 1 意義

銀行は、預金者等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる銀行にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められるが、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、銀行の財務の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。

- 2 - 1 2 監督手法・対応

「法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成12年総理府令・大蔵省令第39号。以下、- 2 - 1 - 2において、「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる自己資本比率

「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。

決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された自己資本比率）

上記(1)が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率

(注) 監督指針における自己資本比率の具体的計数は、便宜的に、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率である国内基準の数値を用いることとするが、海外営業拠点を有する銀行にあつては、国際統一基準の数値（特に注書のない限り、国内基準値の2倍の計数）と読み替えるものとする。

(2) 「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に基づく命令

第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画

(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率4%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。

第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。

第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。

第2区分に係る措置の内容

「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。

第2区分の2に係る措置の内容

「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併(解散会社となる場合)銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。

また、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。

(3) 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)から(4)を目処とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。例えば、国際統一基準適用銀行であれば、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。

また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記 から の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記 - 2 - 1 - 3 (1)の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

- 2 - 1 3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準

「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3ヶ月以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注)増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

(2) 当該銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と整合

的な内容であること。

- 2 - 1 4 命令区分の根拠となる自己資本比率

「区分等を定める命令」第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」は、原則として3ヵ月後に確実に見込まれる自己資本比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

- 2 - 1 5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率の係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

- 2 - 1 - 6 「区分等を定める命令」第2条第2項に掲げる資産の評価基準

「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。

(1) 第1号「有価証券」

「区分等を定める命令」第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法に」より算出した価格とは、証券会社等から算出日の時価情報として入手した評価額又は銀行の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。

なお、算出にあたっては、以下の点に留意する。

株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。

外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。

(2) 第2号「動産不動産」

土地

鑑定評価額(1年以内に鑑定したもの)又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

建物及び動産

原則、帳簿価格とする。

(3) 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」

金銭の信託(有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。)において信託財産として運用されている有価証券(外国有価証券を含む。)の評価は、「区分等を定める命令」第2条第2項第1号及び上記(1)に準ずるものとする。なお、金融先物取引、証券先物取引及びオプション取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。

- 2 - 1 7 その他

(1) 「区分等を定める命令」第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。

(2) 自己資本比率が2%未満の銀行に対しては、原則として「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表(様式は任意で可)を提出させるものとする。

(3) 早期是正措置は、自己資本比率が銀行の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な自己資本比率の操作を行うといったことがないよう銀行に十分留意させることとする。

- 2 - 2 早期警戒制度

銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。

- 2 - 3 収益性

(1) 意義

銀行がその金融機能を適切に発揮するためには、経営の健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な収益性の改善へ向けた取組みがなされることが重要である。

(2) 主な着眼点

収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組みを行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。（収益性改善措置）

- 2 - 4 信用リスク

(1) 意義

特定大口先への融資拡大が結果として銀行の経営悪化・破綻の原因となった事例を踏まえると、大口先にかかる信用リスク管理態勢の確立が重要である。

(2) 主な着眼点

与信集中に伴う信用リスクの経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

(3) 監督手法・対応

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(信用リスク改善措置)

- 2 - 5 市場リスク

(1) 意義

有価証券等の価格変動等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し、許容できる範囲を超えて損失を被る可能性があることから、適切にリスクを管理していくことが重要である。

(2) 主な着眼点

有価証券の価格等の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

(3) 監督手法・対応

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)

- 2 - 6 流動性リスク

(1) 意義

預金動向や資金調達の状況により資金繰りに支障をきたした場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から預金動向や流動性準備を注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

(2) 主な着眼点

預金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

(3) 監督手法・対応

預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)

3 業務の適切性

3 - 1 法令等遵守

銀行の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要である。

3 - 1 - 1 不祥事件等に対する監督上の対応

不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。

(1) 不祥事件等の発覚の第一報

銀行において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

- ・本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った取締役会等への報告。
- ・刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等への通報。
- ・事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明の実施。

(2) 不祥事件等届出書の受理

法第53条に基づき、銀行が不祥事件の発生を知った日から30日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時には、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。
なお、銀行から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記(1)の点も併せて確認するものとする。

(3) 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。

当該事件の内容が銀行の経営等に与える影響はどうか。

内部牽制機能が適切に発揮されているか。

改善策の策定や自浄機能が十分か。

当該事件の発覚後の対応が適切か。

(4) 監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、法第26条に基づく業務改善命令等を発出することとする。

(5) 標準処理期間

不祥事件等届出書に係る法第24条に基づく報告徴求や法第26条に基づく業務改善命令を発出する場合は、当該届出書（法第24条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね1ヶ月（本庁への協議を要するものは概ね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。

3 - 1 - 2 資本の額の増加の届出の手續等

- 3 - 1 - 2 - 1 意義

(1) 銀行の増資（普通株式及び優先株式）の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、公募増資は、通常、株式を公開している銀行が証券会社を引受人として行われるので、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。

(2) しかしながら第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対し直接に割当てを行うので、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払わ

れる必要がある。

また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築され、行内に徹底される必要がある。

(3)については、銀行法上、増資は届出事項とされていることを踏まえ、第三者割当増資時のコンプライアンスについては、以下のように取扱うものとする。

(4)なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール(注)を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。

また、法第14条の2の規定に基づく自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、-3-1-2において、告示という。)第4条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする。

(注)一般的な第三者割当増資のスケジュール

- イ 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議
- ロ 割当先名簿の作成
- ハ 取締役会において、新株発行(条件)決議
- ニ 有価証券届出書の提出
- ホ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み

- 3 - 1 - 2 - 2 着眼点と監督手法・対応

(1)銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い

銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号(注1)に定める届出(書式参考資料編 様式)を求めるとともに、商法、独占禁止法及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般(注2)に関する資料の添付を求めるとする。

(注1)優先出資証券については、銀行法施行規則(以下「施行規則」という。)第35条第1項第23号に定める届出

(注2)イ 基本的な経営姿勢

- ロ 資本充実の原則の遵守等

- ハ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止
- ニ 商品性の適切な説明等
- ホ 適正なディスクロージャーの確保
- ハ 遵守状況の事後的な点検体制の整備

(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、または、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。

イ．基本的な経営姿勢

a．取締役会が、第三者割当増資に関する法令等遵守の重要性を理解し、全行的な態勢整備を行っているか。

・例えば、適切に区分された事務の区分毎に、決定権限と責任の所在(担当役員、統括部門等の特定を含む)が明確になっているか。

b．取締役会は、単に行内規則の制定、通知の発出等にとどまらず、行員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、行内における監視・牽制機能を実効性あるものとしているか。

c．取締役会が、商法、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。

d．銀行持株会社が第三者割当増資を行う場合、子銀行の関与のあり方について、適切に対応することとしているか。

ロ．特に留意すべき事項

増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。

特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。

(イ) 商法の「資本充実の原則」の遵守及び「銀行の自己資本としての健全性(安定性・適格性)」の確保

a . 割当先名簿の作成及び取得の申込みの勧誘に係る方針は、「資本充実の原則」及び自己資本としての健全性の確保の観点を十分踏まえたものとなっているか。必要があれば、融資取引先に対する割当てについて、その適法性等に関する弁護士等の意見書を踏まえて対応することとしているか。

b . 少なくとも、以下のような問題のあるケースについての取扱いは、明確にされているか。

- ・財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、直接または迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせる場合

- ・増資引受先の株式保有リスクを何らかの形で銀行(グループ)が肩代わりしている場合

(注) なお、信用リスク管理の観点からは、経営改善支援に注力すべき融資取引先に増資払込みを行わせることのないよう、業況や財務内容等を十分見極める必要があることに留意する。例えば、「要管理先」以下の債務者に対し、増資払込みを行わせることは、信用リスク管理の適正の観点から問題であることに留意する。

(ロ) 不公正な取引の防止(独占禁止法、証券取引法等)

a . 独占禁止法関係

独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為、例えば「優越的な地位の濫用」の発生をどのように防止しようとしているか。

b . 証券取引法関係

証券取引法が禁止している不公正な取引(インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等)に該当する行為の発生をどのように防止しようとしているか。

(八) 適正なディスクロージャーの確保(証券取引法等)

a .証券取引法に定める増資手続き(有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等)を遵守するための措置が講じられているか。

・例えば、有価証券届出書の提出前における割当先名簿の作成は行内の準備作業であり、取得の申込みの勧誘は有価証券届出書が提出されていないとすることができないこと等、基本的な留意事項を行員に徹底することとしているか。

b .中でも、有価証券届出書及び目論見書作成に当たって、自己資本比率規制等の銀行特有の規制及び当局による金融検査の存在等を踏まえ、投資家保護上万全を期すこととされているか。また、真に重要な「リスク情報」を、分かりやすく、かつ、簡潔に開示することとしているか。

・例えば、「組込方式」又は「参照方式」の有価証券届出書及び目論見書を作成する場合でも、有価証券届出書の提出日現在の「リスク情報」を記載する必要があることを認識して、対応することとしているか。

・例えば、有価証券届出書提出後においても、投資家保護上重要な事実が発生した場合には、訂正届出書を提出する必要があることを認識して、対応することとしているか。

c .その他、財務内容等について誤認を与えるような表示の防止

・増資の勧誘に当たって、目論見書(及び有価証券届出書)以外の情報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。

・実際には、勧誘にあたっての資料として、業績予想修正(注1) 四半期開示(注2) IR資料及び役員の記者会見等、当該銀行に関する(特に財務内容に関する)表示が利用されることが多い。

こうした現状に鑑み、増資を予定している銀行は、こうした表示が

割当先に対し、当行の財務内容について誤認を与えることの無いよう万全の措置を講じることとしているか。

(注1) 経済情勢の大幅な変化または当局による金融検査の結果等により必要となった場合に、当期の業績予想を適切に修正発表しているか。

(注2) 例えば、第一四半期(4月～6月)及び第三四半期(10月～12月)の四半期開示においては、それぞれ9月末及び3月末の見込み自己資本比率に関する予想値が記載されているが、明確な根拠の無い見込値または蓋然性の検討を欠いた見込値となっていないか。

(二) 商品性の適切な説明等(コンシューマー・コンプライアンス)

a. 増資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法、金融商品販売法等の観点から、適切なものとなっているか。

(注) 銀行が第三者割当増資を行うことは、金融商品販売法の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。

b. 特に、銀行の場合、預金等との誤認を防止することが重要であり、そのための十分な措置を講じているか。

・割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行うこととしているか。

(注) 少なくとも個人に対しては、書面の交付による対面説明、書面への双方の署名・捺印、一定期間の記録保管等の措置を講ずることとしているか。

・誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。

八．遵守状況の事後的な点検体制の整備

・増資手続きの進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について全行的な事後点検を行う体制を整えているか。

(3) 銀行が新株発行(条件)の決議を行ったときにおける取扱い

法第53条第1項第4号に定める届出(書式参考資料編 様式)の速やかな提出を求めるとともに、内部管理態勢全般の点検結果等に関する資料の添付を求めるものとする。

届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、

(イ) 法第24条に基づき報告を求め、または、

(ロ) 重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出し、

(ハ) さらに、有価証券届出書に記載すべき重要な事項の記載が不十分である場合、または、記載すべき重要な事項または誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合等に該当することが明らかとなるときには、その旨を証券監査担当部局へ連絡する等の対応を行うものとする。

(4) 資本の額の増加の届出

払込期日に法第53条第1項第4号に定める届出(別紙様式)を求めるものとする。

(5) 第三者割当増資終了後の取扱い

第三者割当増資終了後6ヶ月間、銀行は法令等遵守に関する内部管理態勢について事後点検を行い、その結果について、法第53条第1項第4号に定める届出の添付資料の追加提出を求める。

届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、または、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

- 3 - 1 - 3 本人確認、疑わしい取引の届出

(1) 意義

銀行が本人確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、銀行がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。

(2) 主な着眼点

預金口座の不正利用について、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」による本人確認、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」による疑わしい取引の届出が適切になされる等内部管理体制が構築されているか。

(3) 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件等により、本人確認等の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。

- 3 - 1 - 4 その他

- 3 - 1 - 4 - 1 履行保証

銀行が、いわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、銀行が、自ら工事を完成させる等銀行法第 12 条に照らして銀行が行うことができない業務を行う必要が生じない契約内容となっているか。

- 3 - 1 - 4 - 2 正常な取引慣行に反する行為の発生の防止

過度な協力預金、過大な歩積両建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、銀行の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、顧客の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用など正常な取引慣行に反する行為の発生をどのように防止しているか。

- 3 - 2 事務リスク

- 3 - 2 - 1 意義

事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクにかかる内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

- 3 - 2 - 2 主な着眼点

(1) 事務リスク管理態勢

全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理体制が整備されているか。

事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。

事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。

(2) 内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

(3) 営業店のリスク管理態勢

事務部門は、営業店における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。

(4) 海外営業拠点を有する銀行の事務管理

内部検査体制の確立が図られているか。

海外支店（役職員数 40 名以上）への内部監査担当者及び法令遵守担当者の配置が行われているか。内部監査担当者は支店長から独立し、本店検査部等に直結しているか。法令遵守担当者は国ごとに配置されているか。

海外支店への外部監査の活用は行われているか。年一回以上外部の専門家による監査が行われているか。特にデリバティブ取引等市場関連業務の監査

に重点が置かれているか。

- (5) 人事管理にあたっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。年一回以上1週間以上の連続休暇を取得させているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。

- 3 - 2 - 3 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件報告等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

- 3 - 3 システムリスク

- 3 - 3 - 1 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や銀行が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や銀行が損失を被るリスクを言うが、銀行の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、銀行の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び銀行に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

- 3 - 3 - 2 主な着眼点

(1) システムリスクに対する認識等

システムリスクについて十分認識し、全行的なリスク管理の基本方針が策定されているか。

(2) システムリスク管理態勢

システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理体制の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理体制は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(3) 安全対策

安全対策の基本方針が策定されているか。

定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

銀行以外の者が占有管理する端末機等（入出力装置等を含む）を利用する資金移動取引については、コンピューターシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、取引者のプライバシー保護

対策が施されているか。

(4) システム監査

システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。

システム監査に精通した要員を確保しているか。

監査対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

システム監査の結果は適切に経営者に報告されているか。

(5) 外部委託管理

システムにかかる外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

(6) データ管理態勢

データについて機密性等の確保のためデータ管理者を置いているか。

データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

(7) コンティンジェンシープラン

コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断しうるものを根拠としているか。

(8) システム統合リスク

銀行の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理体制を整備しているか。

テスト体制を整備しているか。また、テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた、システム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

業務を外部委託する場合であっても、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。

システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

不測の事態へ対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

(9) 障害発生時の対応

顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。

障害が発生した場合、銀行において速やかに障害原因、復旧見込等の公表を行っているか。

(参考)

システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(金融情報システムセンター編)などがある。

- 3 - 3 - 3 監督手法・対応

(1) 問題認識時

検査結果等により、システムリスクに係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

(2) システム統合時

銀行が合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、必要に応じ、法 24 条に基づく報告等により把握を行うものとする。

銀行が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にあっては、当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第 24 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。

（３）障害発生時

コンピュータ・システムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛て報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」（書式参考資料編 様式 ）にて当局宛て報告を求めるとする。

また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるとする。ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について行うこととする。

なお、財務局等は銀行等より報告があった場合は直ちに本庁担当課室宛て連絡すること。

（注）報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

- ・預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。

- ・資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。

- ・その他業務上、上記に類すると考えられるもの。

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の ATM が停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗の ATM や窓口において対応が可能な場合）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

必要に応じて法 24 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

- 3 - 4 顧客保護等

- 3 - 4 - 1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能

- 3 - 4 - 1 1 意義

(1) 法第12条の2第2項及び施行規則第13条の7は、銀行に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。

(2) 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月28日公表）において「銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方を事務ガイドラインに明示する」こととされたことを契機として、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小企業向け貸付及び個人保証関係を念頭において、当局が銀行の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示するため、以下を制定した。

（注1）以下は、説明義務・説明責任（アカウントビリティ）の徹底を中心に顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取り組みまで幅広い領域を対象としている。（別図参照）

（注2）上記（1）の説明体制の整備は銀行の営むすべての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては金融商品販売法の施行等に対応した体制整備が必要である。

- 3 - 4 - 1 2 主な着眼点

(1) 全行的な内部管理態勢の確立

顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する全行的な内部管理態勢

の確立に関し、取締役会が適切に機能を発揮しているか。

法令の趣旨を踏まえた社内規則等の作成

イ．業務の内容及び方法に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。

与信取引には、例えば、手形割引、貸付金（手形貸付、証書貸付、当座貸越）債務保証、外国為替等の多様な取引があり、また、保証契約についても、保証約定書形式や手形保証等の類型があるが、それぞれの類型に応じた態勢整備がなされているか。

さらに、インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備がなされているか。

ロ．顧客の知識、経験及び財産の状況に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。

特に、中小企業や個人については実態に即した取扱いとなっているか。

法令の趣旨を踏まえた行内の実施態勢の構築

イ．社内規則等に基づいて業務が運営されるため、研修その他の体制（社内規則等の配布・管理体制を含む）が整備されているか。

・特に、顧客からの苦情やトラブルが多発している場合には、まずマニュアル等の社内規則等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証する。

ロ．説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の内部牽制機能は十分発揮されているか。

相談苦情処理機能と説明態勢の連携

イ．経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における顧客との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか。（ - 3 - 4 - 1 - 2（5）を参照）

ロ．顧客からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるに留まらず、苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっているか。

(2) 契約時点等における説明

以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。

商品または取引の内容及びリスク等に係る説明

契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として必要な情報を的確に提供することとしているか。

なお、検証にあたっては、特に以下の点に留意する。

イ．融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているときには、顧客の知識、経験及び財産の状況から見て問題がない場合を除き、商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付して説明することとしているか。顧客自身がリスクを負っている場合には、必要に応じて説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。さらに、契約締結後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供することとしているか。

ロ．個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。

例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、上記イ．のデリバティブを含む融資取引と同様に、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。

また、必要に応じ保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。

八．包括根保証契約については判例上一定の場合に保証人の責任が制限されていることを踏まえ、経営に実質的に関与していない第三者と包括根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、債務者の借入残高・返済状況について情報を提供することとしているか。

契約締結の客観的合理的理由の説明

顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。

なお、以下のイ．からニ．の検証に関しては、各項に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢が整備されているかに留意する。

イ．貸付契約

貸付金額、金利、返済条件、期限の利益の喪失事由、財務制限条項等の契約内容について、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

ロ．担保設定契約

極度額等の契約内容について、担保提供者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

八．経営に実質的に関与していない第三者に保証を求める場合

- ・保証人の立場、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由
- ・特に包括根保証契約については、「債権保全の観点からみて有効性に限界がある」と指摘されていることも踏まえた客観的合理的理由

二．経営者等に包括根保証を求める場合

家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があるような中小企業の場合、「経営者の個人保証には、企業の信用補完且つ経営に対する規律付けという機能が認められる」とされる一方、代表者であることをもって一律に包括根保証を求めることについて様々な批判があることを踏まえ、当該保証人と包括根保証契約を締結する客観的合理的

理由

契約の意思確認

イ．契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思があることを確認した上で、行員の面前で、契約者本人から契約書に自署・押印を受けられることを原則としているか。

また、例外的な書面等による対応については、顧客保護及び法令等遵守の観点から十分な検討を行った上で、社内規則等において明確に取扱い方法を定め、遵守のための実効性の高い内部牽制機能が確立されているか。

ロ．(a)いわゆる捨印慣行の不適切な利用、及び(b)契約の必要事項を記載しないで自署・押印を求め、その後、行員等が必要事項を記載し書類を完成する等の不適切な取扱いを防止するため、実効性の高い内部牽制機能が確立されているか。

ハ．銀行として貸付の決定をする前に、顧客に対し「融資は確実」と誤認させる不適切な説明を行わない態勢が整備されているか。

契約書等の書面の交付

貸付契約、担保設定契約又は保証契約を締結したときは、原則として契約者本人に契約書等の契約内容を記載した書面を交付することとしているか。

なお、検証にあたっては、特に以下の点に留意する。

イ．銀行取引約定書は、双方署名方式を採用するか、またはその写しを交付することとしているか。

ロ．貸付契約書、担保設定契約書及び保証契約書については、その写しを交付すること等により顧客が契約内容をいつでも確認できるようになっているか。

ハ．取引の形態から貸付契約の都度の契約書面の作成が馴染まない手形割引、手形貸付については、契約条件の書面化等、契約面の整備を適切に

行うことにより顧客が契約内容をいつでも確認できるようになっているか。

- (3) 貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性と信取引面における説明態勢については、各銀行の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。

その際、例えば以下の点に留意する。

健全な融資慣行の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の観点

健全な融資慣行は必ずしも担保・保証に頼ることではなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識し、また、「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る」、「第三者保証の利用に当たっては過度なものとならないよう」にするとの観点から、経営の方針としてどのように対応しようとしており、当該方針が実際の説明態勢にどのように反映されているか。

地域貢献

地域銀行の貸付に関する基本的な経営の方針等において「地域経済の発展への寄与」、「地域の中小企業の育成・健全化」等の姿勢を掲げている場合に、当該方針が実際の説明態勢にどのように反映されているか。

- (4) 銀行取引約定書ひな型の廃止への対応

平成12年4月に全国銀行協会の「銀行取引約定書ひな型」が廃止されたことを受け、各銀行が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮すること及び顧客のより自由な選択を可能とすることが求められているが、この点に関する顧客への説明態勢が整備されているか。

なお、検証にあたっては、例えば以下の点に留意する。

ひな型廃止と新銀行取引約定書の導入の趣旨等について、既存の顧客にも適切に説明を行う態勢が整備されているか。

従来の銀行取引約定書を差し入れている債務者及び当該約定書に連署している連帯保証人からの求めがあれば、新しい約定書及び保証契約書への差し替えに応じる態勢が整備されているか。

なお、新銀行取引約定書を導入しないこととしている場合には、顧客から求められれば、下記の金融制度調査会答申の考え方を踏まえ、客観的合理的理由について説明する態勢が整備されているか。

(参考)「我が国金融システムの改革について」

(平成9年6月13日 金融制度調査会答申 抜粋)

4. 金融機関等の利用者の保護

(4) 各種約款等について

銀行等との取引における各種約款については、例えば、約款等の写しの交付が必ずしも徹底されていない。また、条項によっては利用者にとって一方的、あるいは不明確であるという批判がある。今後、こうした指摘があることを踏まえ、銀行等と利用者との衡平の観点、利用者にとって契約関係をより明確に分かりやすくする観点から、銀行取引約定書、消費者ローンひな型等の各種約款等の見直しについて直ちに関係業者において検討が開始され、98年度中にも所要の措置が講ぜられることが必要であると考えられる。

(5) 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み

貸し手銀行と借り手企業がリレーションシップバンキングに伴うリスクを的確に認識し、リスク情報を共有し、リスクの共同管理やコストの共同負担を行うという基本的方向性を踏まえれば、リレーションシップバンキングの機能強化のためには、貸し手と借り手の相互の共通理解を築き、その基盤のもとでリスクを共同管理しながら必要に応じ経営改善支援・早期事業再生等に取り組んでいくことが重要である。

こうした観点から、説明態勢に関連して、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。

相互の共通理解に向けた基盤整備の取組み

イ. 銀行側からの意思疎通

各銀行においては、与信後における債務者の業況把握、貸出条件の履

行状況、資金使途の確認、事業計画の遂行状況といった債務者の実情にあった適切な管理を十分行うことが必要であるが、こうした過程における借り手企業の業況や財務内容、担保提供を受けた資産の評価等に関する銀行の判断について、借り手企業との相互の共通理解を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

ロ．借り手企業からの意思疎通

借り手企業に対し、長期継続的な信頼関係をもとに、経営内容について早め早めに銀行と相談することがリレーションシップバンキングのメリットを享受することになることを理解してもらうための説明態勢が整備されているか。

経営相談・支援機能の充実・強化に向けた取組み

経営改善支援（経営改善計画や借入金返済計画の策定を含む）や早期事業再生に向けた取組みが必要と認められる場合は、相互の共通理解のもと、顧客の業況や財務内容、さらには事業の将来性等についての銀行の判断を率直に説明した上で、顧客との相談・顧客への助言を行うこととしているか。

（6）取引関係の見直し等の場合の説明

借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。

このため、下記の から の場合において、それぞれ下記のような適切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。

契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合

これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、
- 3 - 4 - 1 - 2 (2) (契約時点等における説明) と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合

これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢が整備されているか。

・例えば、長期的な取引関係を継続してきた顧客に係る手形貸付について更なる更改を謝絶する場合、信義則の観点から顧客の理解と納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することとしているか。

延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む）債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合

イ．これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。

・例えば、経営に実質的に関与していない第三者の保証人に保証債務の履行を求める場合は、保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について通知を行う等適切な対応を行う態勢となっているか。

ロ．手続の各段階で、顧客から求められれば、その客観的合理的理由を説明することとしているか。

（ 7 ） 苦情等処理機能の充実・強化

苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みを行うこととしているか。

なお、検証にあたっては、特に、 - 3 - 4 - 1 - 2 (6) (取引関係の見直し等の場合の説明) に関する苦情等の取扱体制の実効性に留意する。

「銀行よろず相談所」と連携するとともに各地の弁護士会の「仲裁センター」における解決に積極的に協力していくなど迅速な紛争解決に努めるとともに、同種の苦情等の再発防止に努めることとしているか。

反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備さ

れているか。

- ・融資・担保解除の強要や回収妨害等の不当な行為に対する対応態勢が確立されているか。

- ・与信取引関連も含め、組織的犯罪処罰法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。

(8) 不公正取引との誤認防止

独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

平成13年7月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配布するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。

なお、検証にあたっては、例えば以下の点に留意する。

- ・問題となる行為の例として「融資先企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げを受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

- ・問題となる行為の例として「融資先企業に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。

証券取引法に規定されたいわゆるインサイダー取引規制等の不公正取引と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

- 3 - 4 - 1 3 監督手法・対応

- (1) 顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

当局としては、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ報告（法第 24 条に基づく報告を含む）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき改善報告を求め、または、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。ただし、法第 24 条に基づき各銀行から報告される「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の中に、平成 16 年度までの「集中改善期間」内に改善を図る計画が記載され、その実行が確実と見込まれる場合には、その実施状況をフォローアップすることを基本とする。

- (2) なお、検証の結果、経営として - 3 - 4 - 1 - 1 (1) の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第 27 条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。

(参考)

新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書（15.7.16：金融庁）
リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（15.3.28：金融庁）

リレーションシップバンキングの機能強化に向けて（15.3.27：金融審議会）

金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書（13.7.4：公正取引委員会）

銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項の作成について（12.4.18：全国銀行協会）

我が国金融システムの改革について（9.6.13：金融制度調査会）

与取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する新しい監督指針

- 説明義務・説明責任(アカウントビリティ)の徹底、顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み -

< 説明態勢 >

〔銀行法第12条の2
施行規則13条の7〕

業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他適切な方法による商品または取引の内容及びリスクの説明を含む)に関する社内規則等を定める。

従業員に対する研修その他当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備する。

経営として重要な社内規則等の作成自体を怠る等、重大な法令違反のケースは行政処分(例えば業務の一時停止)を検討

1. 全行的な内部管理態勢の確立

- ・取締役会の機能発揮
- ・相談苦情処理機能と説明態勢の連携

2. 契約時点等の説明

- 商品又は取引の内容及びリスクの説明
- 個人保証契約についてはデリバティブ取引と同様に、最悪のシナリオ(実際に保証債務を履行する事態)を想定した説明
- 第三者との包括根保証契約は、保証人の要請があれば、債務者の借入残高等の情報提供等
- 契約締結の客観的合理的理由の説明
- 貸付条件、担保極度額、第三者(包括根)保証、経営者の包括根保証等について、顧客から求められれば、事後の紛争等を未然に防止するため、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢
- 契約の意思確認 面前自署・押印等
- 契約書等の書面の交付
- 銀行取引約定書は双方署名方式の採用又は写しの交付
- 契約書等の写しの交付

3. 取引関係の見直し等の場合の説明

- 金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合
- 上記2.と同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明
- 顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合
- これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ可能な範囲で、謝絶の理由等を説明
- 延滞債権の回収(担保処分及び個人保証の履行請求を含む)、債権譲渡、企業再生手続き(法的整理・私的整理)及び保証人の個人再生手続き等の場合
- これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続きを段階的かつ適切に執行するとともに、求めに応じ、客観的合理的理由を説明

内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ報告(法第24条に基づく報告を含む)を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第24条に基づき改善報告を求め、または、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を发出。

< 相談機能 >

顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み

〔相互の共通理解に向けた
基盤整備〕

〔経営相談・支援機能の充実、
強化に向けた取組み〕

○銀行側からの意思疎通
借り手企業の業況や財務内容、担保提供を受けた資産の評価等に関する銀行の判断についての説明

・経営改善支援(経営改善計画、借入金返済計画の策定を含む)
・早期事業再生に向けた取組みが必要と認められる場合

○借り手企業からの意思疎通
経営内容について早め早めに銀行に相談するメリットの説明

相互の共通理解のもと、顧客の業況、事業の将来性等についての銀行の判断を率直に説明の上、顧客との相談・顧客への助言

リージョンシップバンキングの機能強化

< 苦情処理機能 >

苦情の事例の蓄積と分析を行い、説明態勢の改善を図る

「銀行よろず相談所」と連携するとともに弁護士会の「仲裁センター」における解決に協力

紛争処理段階における説明態勢

反社会勢力との絶縁等民事介入暴力対策

新しい中小企業金融の取組み

・担保・保証に過度に依存しない取組みの促進
・過度な第三者保証の防止等

貸付に関する基本的な経営の方針(クレジットポリシー等)

銀行取引約定書ひな型の廃止

優越的地位の濫用等不正取引との誤認防止

監督上の対応

反映

(注)この図は監督指針の構成を簡略化して図示したものであり、事務の執行に当たっては、本文を参照されたい。

- 3 - 4 - 2 顧客の誤認防止等

(1) 意義

顧客に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該銀行が、その営業所を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、顧客に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。

(2) 主な着眼点

銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピューター設備を共用する場合に銀行自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

検査結果等により、顧客の誤認防止等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

- 3 - 4 - 3 顧客情報管理

(1) 意義

顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。

(2) 主な着眼点

顧客に関する情報の管理について、具体的な取り扱い基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス(顧客に対する守秘義務、説明責任)及びレピュテーションの観点から検討を行った上で取り扱い基準を定めているか。

顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理が適切に行なわれているかを検証できる体制となっているか。

個人顧客に関する情報の伝達については、原則として、事前に書面等により当該顧客の同意を得ることとしているか。

顧客情報が漏洩した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件等により、顧客情報の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

- 3 - 4 - 4 預金口座の不正利用防止

(1) 意義

いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振り込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用の防止に向けて適切な対応をとっていくことが重要である。

(2) 主な着眼点

預金口座の不正利用について、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。

(3) 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件等により、預金口座の不正利用防止に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

- 3 - 4 - 5 銀行の事務の外部委託

(1) 意義

各銀行が事務の外部委託を行うに際しては、顧客を保護し経営の健全性を確保するため、以下の諸点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。

(注1) 上記における事務の外部委託とは、銀行が、その業務（信託業務を除く）を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該銀行以外（銀行法

- 第8条に定める代理店に該当しないものを指す)に委託することをいう。
- (注2) 特に、銀行の固有業務を営むために必要な事務の外部委託については、各財務(支)局等は、業務再構築ヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証を行うよう配意する。
- (注3) 当該外部委託が、銀行と子会社等との間で行われる場合には、本指針 - 2 - 7も参照のこと。

(2) 主な着眼点

顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む)が図られているか。

イ. 委託契約によっても当該銀行と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該銀行自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。

ロ. 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、銀行において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。

ハ. 委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。

ニ. クレーム等について顧客から銀行への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む)を図っているか。

イ. リスク管理

銀行は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の銀行業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

ロ. 委託先の選定

銀行経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行っているか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、銀行のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

ハ．契約内容

契約内容は、例えば以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

- ・提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き。
- ・委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む）。
- ・銀行が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容。
- ・金融当局の銀行に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取り決め。

ニ．銀行に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を銀行自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

ホ．銀行側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、銀行が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む）等の行内管理態勢が整備されているか。

ヘ．情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から銀行への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

ト．監査

銀行において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。

チ．緊急対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われなくても、銀行業務に

大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

リ．グループ会社への外部委託

委託契約が銀行とグループ会社との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

- 3 - 4 - 6 その他

その他次の項目についての監督上の着眼点は以下の通り。

(1) 金融商品販売法等を踏まえた対応

法第 1 2 条の 2 第 2 項、施行規則第 1 3 条の 5 及び第 1 3 条の 7 並びに金融商品販売法等の観点から、金融商品の販売に際しての顧客への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融商品販売法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。

(2) 公共債及び投資信託の窓口販売について

証券取引法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

(3) 苦情処理体制の充実・強化

営業店及び本部の苦情処理体制が確立されているか。
特に、顧客に対し十分説明する体制が確立されているか。

(4) 貸付債権の流動化

- ・対象債権を有する銀行は、原債務者の保護に十分配慮しているか。
- ・債務者等を圧迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような者に対して貸付債権を譲渡していないか。

(5) 商品投資に係る業務（商品ファンド）の取扱い

銀行が「商品投資に係る事業の規制に関する法律」(平成 3 年法律第 66 号)により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

(6) 小口債権販売に係る業務の取扱い

銀行が「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」(平成4年法律第77号)により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

(7) 抵当証券業務

銀行が「抵当証券業の規制等に関する法律」(昭和62年法律第114号)により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法に定められている購入者保護のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

(8) 保険募集

保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部検査を行うなど、適切な保険募集体制が確保されているか。

- 3 - 5 危機管理体制

- 3 - 5 1 意義

近年、銀行が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など銀行を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、地域に根ざした経営をしている銀行においては、危機発生時における初期対応や地域に対する情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理体制を構築しておくことが必要である。

なお、風評及びシステムリスク等に係る危機管理については、銀行の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途、監督上の留意点を定めることとする。

- 3 - 5 2 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイトモニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は金融機関に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、金融機関における危機管理体制に重大な問題がないか検証することとし、特に以下の点に留意する。

(2) 主な着眼点

何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める(不可避なものでは予防策を講じる)よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。

危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- ・ 自然災害(地震、風水害、異常気象、伝染病等)
- ・ 事故(大規模停電、コンピュータ事故等)
- ・ 風評(口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等)
- ・ 対企業犯罪(脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等)

- ・営業上のトラブル(苦情・相談対応、データ入力ミス等)
- ・人事上のトラブル(役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等)
- ・労務上のトラブル(内部告発、過労死、職業病、人材流出等)

危機管理マニュアルには、危機発生時の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む)への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。

日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

- 3 - 5 3 危機発生時における対応

- (1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該金融機関における危機対応の状況(危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等)が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、法第24条に基づき報告徴求することとする。
- (2) 上記(1)の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告をするなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

- 3 - 5 4 事態の沈静化後における対応

金融機関における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該金融機関に対して、銀行法第24条に基づき、事案の概要と金融機関側の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴求することとする。

- 3 - 5 5 風評に関する危機管理体制

- (1) 風評リスクへの対応にかかる体制が整備されているか。風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他行や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
- (2) 風評が伝達される媒体に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。
- (3) 風評が預金の払い出しに結びついた場合の対応方法について、営業店及び店舗外現金自動設備の状況把握、顧客対応、現金輸送、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。
- (4) 上記(3)のような状況になった場合、財務局、日本銀行、他の地元金融機関、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。なお、必要に応じて、自治体・警察にも連絡を行うものとなっているか。
- (5) 財務局は、上記 の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認した上で、金融庁担当課室へ報告するものとする。

- 4 地域貢献

- 4 - 1 意義

- (1) 地域貢献については、本来、私企業である銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、市場規律の下、利用者に委ねられている。
- (2) したがって、地域貢献に係る銀行の取組みについては、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、銀行の自主性が尊重される必要がある。
- (3) しかしながら、地域銀行の監督に当たっては、その業務が、特定の地域に密着したものである等の特性を踏まえれば、地域貢献のあり方が当該地域銀行の収益力や財務の健全性に顕著な影響を与える可能性に着目し、必要に応じ監督上の対応に反映させる必要がある。

- 4 - 2 主な着眼点

- 4 - 2 - 1 地域貢献に関する基本的な経営姿勢

- (1) 地域銀行が、その業務を遂行するに当たり、地域貢献に関する基本的な方針を明確にしているか。また、その方針の基礎となる地域貢献の考え方については、銀行経営の健全性の確保との両立を図るものとなっているか。

(参考)「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成 15 年 3 月 27 日金融審議会金融分科会第二部会報告 抜粋)

リレーションシップバンキングのあるべき姿が、質が高くアクセスの容易なリレーションシップバンキングの展開による地域経済の活性化にあるとすれば、中小・地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続可能(サステイナブル)な形で果たしていくことが、地域貢献の本来のあり方であると考えられる。

- (2) 上記の地域貢献に関する基本的な方針に基づき業務が遂行されるよう、

職員に対する周知徹底が確実に図られているか。

- 4 - 2 - 2 地域貢献についての情報開示等

(1) 地域銀行の地域貢献に関する取組みについて、利用者の立場から適切に評価できるよう、ディスクロージャー等情報開示に係る取組みが行われているか。

・地域貢献の内容が経営の健全性の確保等と両立するものであることを利用者が正しく評価できるよう、各業界団体から示された「地域貢献に関するディスクロージャーのあり方」を踏まえつつ、例えば、地域における融資の実態等、地域貢献に関する取組みに係る情報を提供することとしているか。

(2) 地域貢献に関する取組みに係る利用者の評価を地域銀行の業務に適切に反映するための態勢の整備が図られているか。

(注) いわゆるCSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) に関する取組みの一環として地域貢献に関する取組みを位置づけている場合には取組み全体を対象とすることに留意する。

- 4 - 2 - 3 地域貢献が地域銀行の収益力や財務の健全性に与える影響

(1) 地域銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、地域貢献が地域銀行の収益力や財務の健全性に与える影響について、例えば以下のような点につき、的確な分析を行うための収益管理態勢の整備が図られているか(注)。

・地域貢献に対する取組みが十分でないこと、または地域貢献に対する取組みについての利用者の理解が得られていないことが、営業基盤の存続・維持に支障を与えていないか。

・地域へのコミットメントコストの水準は、地域銀行の収益性・健全性に悪影響を及ぼしていないか。過度なコミットメントコストを負担していると認識している場合には、その軽減のための努力をしているか。

(注) 具体的には、例えば、管理会計の活用のほか、取引先企業に対する経営改善支援の実績等、自らの営業地域における収益状況についての確な分析を行うための収益管理態勢の整備が図られているか。また、その分析結果等も踏まえ、地域貢献に関する取組みの具体的効果についての確な検証が行われているか。

4 - 3 監督手法・対応

(1) 地域貢献に関するヒアリング

トップヒアリング及び総合的なヒアリングの機会を活用し、地域貢献についても、上記の着眼点を踏まえたヒアリングを必要に応じ実施し、地域貢献に対する取組みに関する現状認識について説明を求めるとともに、取組み状況を把握するものとする。

(2) 収益性や経営の健全性等に着目した監督上の枠組みの中での対応

監督上、収益性の改善や経営の健全性の確保等が必要と認められる地域銀行について、地域貢献に対する取組み姿勢についても改善が必要と認められる場合には、収益性や経営の健全性等に着目した監督上の枠組みの中で以下の通り対応するものとする。

早期警戒制度における各種改善措置に該当する場合

原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることとなるが、その中で、地域貢献に対する取組み姿勢についても、改善が必要と認められる場合には記載を求めるとする。

早期是正措置に該当する場合

経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出を求めるとなるが、その中で、地域貢献に対する取組み姿勢についても、改善が必要と認められる場合には記載を求めるとする。

なお、これらの監督上の措置については、「地域貢献に対する取組みが不十分であること」のみを理由に講じられるものではないことに留意するものとする。

- 5 中小企業金融の再生の促進

- 5 - 1 意義

金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成 15 年 3 月 27 日)において、中小・地域金融機関についてはリレーションシップバンキングの機能を強化して、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当であるとされている。これを踏まえ、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成 15 年 3 月 28 日)に基づき、各銀行が策定した機能強化計画に沿って中小企業金融の再生を促進していくこととする。

- 5 - 2 主な着眼点

上記報告書等の趣旨を踏まえ、機能強化計画に沿って以下の中小企業金融再生に向けた以下の取組みを積極的に推進する態勢が整備されているか。

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

例えば、

- ・企業の将来性や技術力を評価できる人材育成
- ・産学官ネットワークの構築、活用
- ・ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

例えば、

- ・経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備
- ・要注意先債権等の健全債権化等への取組みの強化及び実績の公表
- ・中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施

(3) 早期事業再生に向けた取組み

例えば、

- ・地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成
- ・デット・エクイティ・スワップやデット・デット・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用
- ・RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用
- ・産業再生機構の活用
- ・中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用

- ・企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施

(4) 新しい中小企業金融への取組みの強化

例えば、

- ・キャッシュフローを重視し、担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みの促進
- ・証券化等に関する積極的な取組み
- ・信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用（審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等）

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

例えば、

- ・与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能の強化

(6) 進捗状況の公表

上記施策についての進捗状況についての半期毎の公表

- 5 - 3 監督手法・対応

平成16年度までの「集中改善期間」において、半期毎に財務局において機能強化計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。また、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じ、監督上の対応を行うものとする。

- 6 その他

- 6 - 1 銀行持株会社等

- 6 - 1 - 1 意義

銀行持株会社は、その子会社である銀行（以下「子銀行」という）及び法第52条の23第1項各号に掲げる会社の経営管理を行う会社であり、その業務範囲は子会社に対する経営管理及びこれに附随する業務に限定されている。銀行持株会社は、その子会社の経営管理を行うに当たっては、銀行経営の健全性確保や預金者保護といった銀行法の趣旨を十分に踏まえたうえで、子銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

- 6 - 1 - 2 主な着眼点

- (1) 銀行持株会社の経営方針が、子銀行の財務の健全性を歪めることとなっていないか。また、グループ内の会社において顕在化したリスクが子銀行への波及を防止するためのリスク管理方針が定められているか。
- (2) 子銀行やグループ内の会社に対する経営の監視機能が働いているか。
- (3) グループ内において顧客情報を共有する場合、その取扱い方針を明確に規定しているか。また、その方針等が遵守されていることを適切に把握しているか。
- (4) 銀行持株会社と子銀行間及びそのいずれかと銀行のグループ内の会社との間の役員の兼職は適正なものとなっているか。
- (5) リスク管理に従事する役職員は、銀行持株会社またはグループ内の会社において、利益相反となる業務に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。
- (6) 子銀行とグループ内の会社との間において業務委託契約等を締結している場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。銀行持株会社にアームズ・レングス・ルールについてのチェック態勢が整備されているか。

- 6 - 1 - 3 監督手法・対応

- (1) 子銀行の経営管理等に関し、必要があると認められる場合は、銀行持株会社に対しヒアリングを行うものとする。なお、必要に応じ、子銀行とあわせて行うものとする。(- 1 - 2 (3) を参照)

- (2) 子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、銀行持株会社の経営管理等に問題が認められるときは、銀行持株会社に対し法 52 条の 31 に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められるときは、法第 52 条の 33 に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

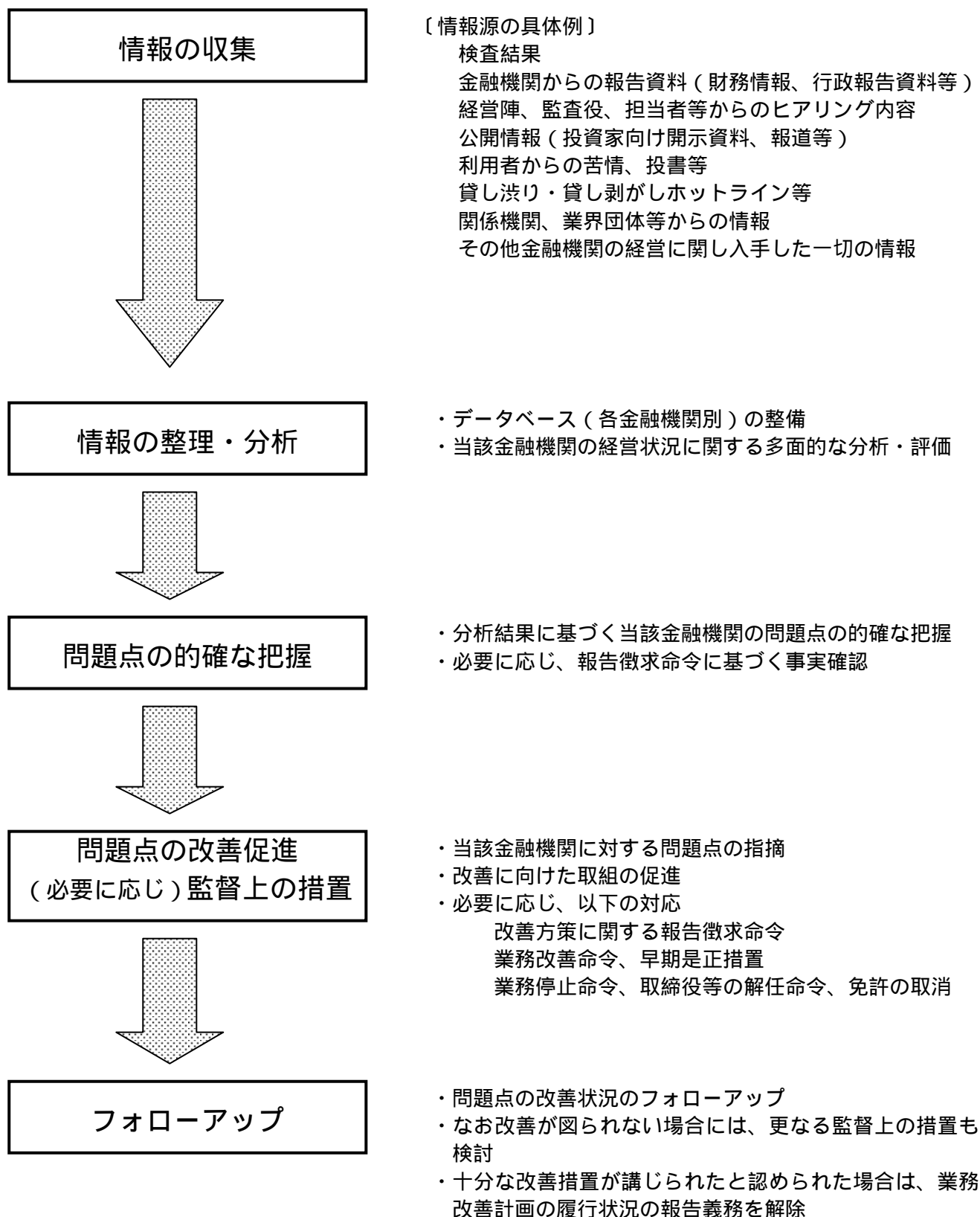
銀行監督に係る事務処理上の留意点

- 1 一般的な事務処理

- 1 - 1 監督事務の流れ

- 1 - 1 - 1 一般的な監督事務の流れ

銀行監督に当たっての一般的な事務の流れは以下のとおり。



- 1 - 1 - 2 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール

主なオフサイトモニタリングは、別紙の年間スケジュールを目途に行うものとする。

各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課室から示すものとする。

(1) 本事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表

監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフサイトモニタリングを実施することとする。

(2) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析・還元

銀行に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、銀行の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、当該分析結果を銀行に還元することを通じ、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。

(3) 定期的なヒアリング

オフサイトモニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

なお、各財務局は創意・工夫により、その効率的・効果的な実施に努めるものとする。

決算ヒアリング

半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。

総合的なヒアリング

銀行の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等について年に2回（6月及び12月頃を目途）ヒアリングを実施することとする。

トップヒアリング

財務局幹部が直接、銀行の経営者にヒアリングを実施し、経営方針や経営上の重要課題について、年2回（8～9月及び2月～3月頃を目途）

ヒアリングを実施することとする。

地域銀行の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール

(別紙)

(平成16年4月2日現在)

	銀行における決算・ディスクロージャー	主な当局報告		オフサイトモニタリング (分析・評価・ヒアリング・フィードバック)		
		財務会計情報	リスク情報(注1)	ヒアリング等	財務会計情報	リスク情報
7月	ディスクロ誌	日計表等	市・流	本事務年度の監督に当たっての重点事項を策定・公表	個別銀行のデータ整備	
8月	四半期決算公表	日計表等	市・流・信	トップヒアリング(9月まで)	決算分析	
9月	中間決算	日計表等	市・流			
10月		日計表等	市・流			
11月	中間決算公表	中間決算状況表 日計表等	市・流・信	決算ヒアリング	決算分析	
12月		中間業務報告書 経営実態報告 日計表等	市・流	総合的なヒアリング		分析、フィードバック、ヒアリング
1月	(中間ディスクロ誌)	日計表等	市・流			
2月	四半期決算公表	日計表等	市・流・信	トップヒアリング(3月まで)	決算分析	
3月	決算	日計表等	市・流			
4月		日計表等	市・流			
5月	決算公表	決算状況表 日計表等	市・流・信	決算ヒアリング	決算分析	
6月		有価証券報告書 業務報告書 経営実態報告 日計表等	市・流	総合的なヒアリング		

(注1) リスク情報において「市」:市場リスク、「流」:流動性リスク、「信」:信用リスク

(注2) このほか必要に応じて、内部監査ヒアリング等を実施することとする。

(注3) 当該年間スケジュールは適宜変更を行うことがあり得る。

(注4) 各財務局は創意・工夫により、オフサイトモニタリング業務の効率的・効果的な実施に努めるものとする。

- 1 - 2 監督部局間における連携

(1) 金融庁との連携

施行規則第 37 条の規定により、銀行から財務局に対し、銀行法施行令(以下「施行令」という。)第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

(2) 財務局間における連携

施行令第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項の規定により認可又は承認の権限を行う財務局長は、認可(予備審査を含む。)又は承認をしようとする事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。なお、認可又は承認に係る申請が、すでに予備審査終了済のものであり、かつ、その内容の重要な事項について変化がない場合には、当該他の財務局長との協議は省略して差し支えない。

(3) 銀行持株会社の子銀行に対する監督上の留意点

財務局長に監督権限が委任されている子銀行を監督するにあたり、銀行持株会社と当該子銀行に対する監督権限が異なっている場合には、以下の点に留意するものとする。

銀行持株会社の監督権限が金融庁にある場合

イ．金融庁との連携

施行令第 17 条の 3 第 4 項の規定に基づき、銀行持株会社の監督権限が金融庁にある場合には、財務局は当該銀行持株会社を監督する監督局担当部門との間において、当該銀行持株会社に係る情報を共有するなど、密接な連携に努めるものとする。

ロ．金融庁を通じて報告徴求をする場合の留意点

財務局は、自らが監督する子銀行の適切な業務運営を確保するために当該子銀行の銀行持株会社に対して報告徴求等の必要があると思料する場合は、報告徴求等が必要な理由(関連資料を添付のこと)を付して、銀行持株会社を監督する監督局担当部門に対して意見を具申す

るものとする。

銀行持株会社の監督権限が他の財務局にある場合

イ．財務局間における連携

財務局長に監督権限が委任されている持株会社について、その子銀行が他の財務局の管内にある場合にあっては、当該銀行持株会社を監督する財務局が施行令第 17 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき報告徴求等をしたときは、当該他の財務局に対して監督上重要と思料される情報を提供するなど、財務局間において密接な連携に努めるものとする。

ロ．報告徴求する場合の留意点

施行令第 17 条の 3 第 2 項の規定に基づき、他の財務局管内の銀行持株会社に対して報告徴求をしようとするときは、財務局は当該他の財務局に対して、報告徴求が必要な理由（関連資料を添付のこと）を付して協議するものとする。

- 1 - 3 検査部局等との連携

検査部局及び預金保険機構（検査部）との連携を以下のとおり行うものとする。

- 1 - 3 - 1 検査部局による検査着手前

検査着手にあたって、監督部局（財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査局検査の場合には監督局担当課）は、検査班主任検査官に対し、銀行の現状等（注）についての説明を行うものとする。

（注 1）合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している銀行の検査については、経営再編のスケジュール等について説明を行うものとする。

（注 2）銀行の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行うものとする。

前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き

（他行との提携、増資、経営陣の交替等）

直近決算の分析結果

リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果

総合的なヒアリング、トップヒアリングの結果

監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状

況

監督局として検査で重視すべきと考える点

その他

- 1 - 3 - 2 検査部局による検査結果通知後

- (1) 検査結果通知書の交付日と同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内(必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを、法第24条に基づき(預金口座名寄せのための整備状況等(以下「名寄せ」という。)の指摘がある場合については、「法第24条及び預金保険法第136条に基づき」。以下この項及び(4)(6)において同じ。)求めるものとする(書式・参考資料編 様式 参照)。(財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。)

なお、検査結果通知書の中に、リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、上記の改善策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策(注)についても、併せて報告をを求めるものとする。

(注)例えば、信用リスクの場合には、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用、信用リスクデータベースの活用等によるリスク管理態勢の強化等。

また、システムリスクの場合には、セキュリティ管理体制の整備や内部監査態勢の強化等、特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクの場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システム統合リスクに係る内部管理体制(内部監査を含む)等。

- (2) 検査結果通知後、上記(1)の報告書の提出を受ける前に、検査結果通知書の審査担当者等(注)から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする。(財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、原則として金融庁において、検査局審査担当者から説明を受けるものとする。この際、財務局検査担当課の同席を求めるものとする。)

(注)原則として審査担当者とするが、立ち入りを行った主任検査官等の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものと

する。(3)において同じ。

- (3) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングにあたっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等(注)の出席を原則として確保するものとする。また、名寄せに係るヒアリングにあたっては、別添「預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連)」も参考にするものとする。

(注) 財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、財務局検査担当課審査担当者の出席を原則として確保し、必要に応じ、検査局審査担当者の同席を求めるものとする。

また、特に、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を予定している銀行に対し、システム統合リスクに係る検査が実施された場合にあっては、検査局・財務局いずれの検査においても当該検査におけるシステム統合リスク担当検査官を含むものとする。

- (4) 検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、法令遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合や、名寄せについて、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下、「各種進捗状況等」という。)の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。

また、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合など自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の法令遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、名寄せについて、自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善を求めるものとする。

- (5) 財務局金融監督担当課は監督局担当課との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、検査局との連携は財務局検査担当課を通じて行うものとする。

- (6) 標準処理期間

法第26条に基づき業務改善を求める場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1ヶ月(処分が財務局を経由して金融庁に

において行われる場合又は処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は概ね2ヶ月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。
複数回にわたって法第24条に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

- 1 - 3 - 3 検査・監督連携会議の開催

(1) オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することとする。

本会議は、原則として検査事務年度の開始に当たり開催する他必要に応じて適宜開催することとする。

(2) 本会議において監督部局は、検査部局に対して、地域銀行の経営状況全般、法第26条に基づき業務改善を求めている地域銀行等に関し、その改善状況及びその他前回検査結果通知における指摘事項の改善状況等(注)について説明を行うとともに、検査部局より、新検査事務年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受けるものとする。

(注) - 1 - 3 - 1(注2)に掲げる事項を参考に説明を行うものとする。

(3) なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。

- 1 - 3 - 4 預金保険機構が行う検査との連携

預金保険機構が預金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対す

る改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。

- (1) 機構が被検査銀行に対し名寄せ検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く）についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、法第24条及び預金保険法第136条に基づき求めるものとする（書式・参考資料編 様式 参照）。
- (2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングにあたっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、「預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目（「第50条第1項関連」、「第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連）」（書式・参考資料編 様式 参照）を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする。

(注1) 機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、予め銀行に同意を得るものとする。

(注2) 機構との日程調整については、財務局金融監督担当課と預金保険機構検査部検査企画課が行うものとする。
- (3) 機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、監督当局において問題ありと判断した場合には、法第26条に基づき業務改善を求めるものとする。
- (4) 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は名寄せ検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況（以下、「各種進捗状況等」という。）に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条及び預金保険法第136条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善を求めるものとする。

- 1 - 4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任

(1) 内部委任

銀行の本店の所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合には、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。

なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

(2) 財務事務所長の行政報告

管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分をとりまとめのうえ、翌月 10 日までに財務局長に報告させるものとする。

- 1 - 5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告

(1) 個別銀行に関するデータベースの整備

銀行に関するデータベースについては、書式・参考資料編様式 により毎年 6 月末日現在にて整備の上、同様式で指示する事項については 7 月末日までに監督局長あて提出するものとする。また、中間決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、都度改訂を行うものとする。

なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目や資料の追加を妨げるものではない。

(2) 決算等に関する提出資料

決算状況表及び日計表等については、銀行に対して提出を求めているが、提出期限等は別紙のとおりとすることに留意する。

なお、各様式の改正を行う場合は、監督局担当部門から各財務局に対し、適宜周知する。

(3) 行政報告

次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。

なお、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする

持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。

- (1) 資本の額の減少の認可
- (2) 商号変更の認可
- (3) 営業譲渡又は譲受けの認可
- (4) 事業の譲受けの認可
- (5) 上記(1)から(4)に係る認可効力の延長の承認
- (6) 大口信用供与規制の特例の承認
- (7) アームズ・レングス・ルールの承認
- (8) 業務報告書等の提出延期の承認
- (9) 貸借対照表等の公告の延期の承認
- (10) 資本の額の増加の事前届の受理
- (11) 海外駐在員事務所の設置の事前届の受理
- (12) 法第24条に基づく報告徴求命令
- (13) 法第26条第1項に規定する命令
- (14) 法第52条の2第1項に規定する銀行議決権保有届出書の受理
- (15) 法第52条の3第1項、第3項に規定する変更報告書及び第4項に規定する訂正報告書の受理
- (16) 法第52条の4第1項に規定する基準日の届出、同項に規定する銀行議決権保有届出書及び同条第2項に規定する変更報告書の受理
- (17) 法第52条の5に規定する訂正報告書の提出命令
- (18) 法第52条の6に規定する訂正報告書の提出命令
- (19) 法第52条の7に規定する報告又は資料の提出命令
- (20) 法第52条の9第3項に規定する特定主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったときの届出の受理
- (21) 法第52条の11に規定する報告又は資料の提出命令
- (22) 法第52条の14第2項に規定する命令
- (23) 法52条の19第2項に規定する認可
- (24) 法52条の31に規定する報告又は資料の提出命令
- (25) 法第52条の33第3項に規定する命令
- (26) 法第53条第1項第7号に規定する届出の受理
- (27) 法第53条第2項に規定する届出の受理
- (28) 法第53条第3項第8号に規定する届出の受理
- (29) 施行規則第35条第1項第17号及び第25号並びに「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」(平成12年総理府令・大蔵省

令第 39 号) 第 5 条各号に係る届出の受理

(4) 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について

銀行の営業の免許等を行う金融庁長官(登記機関)は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。

したがって、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を書式・参考資料編様式 により取りまとめ、これをその年の 4 月末日までに監督局に報告するものとする。

- 1 - 6 災害における金融に関する措置

(1) 災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている(同法第 9 条第 1 項)。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

災害関係の融資に関する措置

銀行において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。

預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- イ．銀行において、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書 of 呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ることを要請する。
- ロ．銀行において、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずることを要請する。

手形交換、休日営業等に関する措置

銀行において、災害時における手形交換又は不渡処分、銀行の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。

営業停止等における対応に関する措置

銀行において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、銀行業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の警戒宣言時の対応について

イ．営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、銀行において、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。

ロ．営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、銀行において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。

ハ．休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。

二．その他

a．警戒宣言が解除された場合には、銀行において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。

b．発災後の銀行の応急措置については、上記「災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。

当該強化地域外に営業所を置く銀行の警戒宣言時の対応について

イ．営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、銀行において、地震防災対策強化地域内にある銀行の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるよう要請する。

ロ．銀行において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。

(3) 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

- 1 - 7 銀行に関する苦情・情報提供等

- 1 - 7 - 1 苦情等を受けた場合の対応

(1) 銀行に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法等に基づき銀行の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。

なお、必要に応じ、銀行及び金融関係団体の相談窓口や貸し渋り・貸し剥がしホットラインを紹介するものとする。

(2) 銀行の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録(書式・参考資料編様式 参照)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課に報告するものとする。

(3) 各財務局管内における1年間の苦情等の件数を、毎年3月末現在でとりまとめ、これを4月末日までに金融庁担当課室に報告するものとする(書式・参考資料編様式 参照)。

- 1 - 7 - 2 貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報に係る監督上の対応

(1) ヒアリング

貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報については、四半期毎にとりまとめ、銀行の対応方針、態勢面等のヒアリングをすることとする。また、これらの情報のうち、情報提供者等が銀行側への企業名等の提示に同意している場合には、臨機に、事実確認等のヒアリングをすることとする。

(2) 報告徴求

上記(1)のヒアリングを行った結果、内部管理態勢の実効性等について確認する必要がある場合は、現状認識や今後の内部管理態勢の改善方

針等を取りまとめた報告書を法第24条に基づき求めることとする。

貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報を参考とした検査の結果、問題のあった銀行に対しては、改善措置に関する報告書を法第24条に基づき求めることとする。

(3) 業務改善命令

法第24条に基づく報告書の内容等により、更なる実態把握が必要な場合には検査において確認することとする。その結果、重大な問題が把握された場合には、必要に応じて法第26条に基づき業務改善を求めるものとする。

法第24条に基づく報告書の内容等により、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢の整備に支障を来すと認められる場合には法第26条に基づき業務改善を求めるものとする。

- 1 - 7 - 3 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する 情報を受けた場合の対応

預金口座の不正利用に関する情報（具体的には、当該口座に振込みを行うよう、架空請求がなされたとの情報等）について、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている銀行及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとする。

なお、当該情報に関しては、原則として、顕名情報とし、根拠となる請求書等とともに、文書、ファックス又は電子メールにて受け付けるものとする。

- 1 - 8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

- 1 - 8 1 照会を受ける内容の範囲

銀行法等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

- 1 - 8 2 照会に対する回答方法

- (1) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答にあたって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(書式参考資料編 様式)を作成し、金融庁担当課室とFAX等により協議する。(送付状は財務局担当課長から金融庁担当課室総括課長補佐宛とする。)
- (3) 金融庁担当課室は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が、法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、財務局を経由して、照会者より書面による照会を求め、かつ書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に回覧するとともに、「照会事例集」を作成し、金融庁担当課室、財務局担当課においてファイリングし、一般にも公開することとする。なお、ファイリングの項目や公開の具体的な方法等については追って通知する。
- (4) それ以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ応接箋(書式参考資料編 様式)に残し関係部局に回覧し、金融庁担当課室、財務局担当課の各課室企画担当係に保存するものとする。
- (5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、 - 1 - 8 - 3 (2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、その旨を照会者に対して伝えることとする。

- 1 - 8 3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続

きに関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず書式参考資料編の細則を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財務(支)局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会書面を原則として3日以内にファックス等により送付する。

(注) 財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の ないしについて確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。

照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令(以下「対象法令(条項)」という。)に関し、以下のような照会を行うものか。

- ・その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか
- ・その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか
- ・その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等(不利益処分)を受けることがないかどうか

照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記 の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、

照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。

イ．将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。

ロ．対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

ハ．照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。

ニ．上記ロ．において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

回答

照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

イ．高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60日以内

ロ．担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内

ハ．他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

照会及び回答についての公開

金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として30日

以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から 30 日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

決算等に関する提出資料

資料名	作成基準日	提出期限	備 考
未残日計表	毎月末	作成基準日から 20日以内	・ 3、9月分の提出期限については45日以内。
平残日計表			
中間決算状況表	中間決算日	作成基準日から 45日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「10.有価証券等の状況」、「11.単体自己資本比率」、「12.主要勘定各店別内訳」及び「14.土地の含み損益の状況」の提出期限については、作成基準日から3ヵ月以内。 ・ 「13.大口与信先の償却・引当状況」の提出期限については、作成基準日から2ヵ月以内。 ・ 「10.有価証券等の状況」及び「11.単体自己資本比率(1)、(2)」の速報値に係る提出期限については、作成基準日後55日又は決算発表日の前日のいずれか早い日。 (なお、確報値については、速報値と異なる場合のみ作成基準日後3ヵ月以内に提出を受ける。)
決算状況表	決算日		
中間連結決算状況表 ₁	中間決算日	速報値については、作成基準日後55日又は決算発表日の前日のいずれか早い日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確報値については、速報値と異なる場合のみ作成基準日から3ヵ月以内に提出を受ける。 ・ 「3.連結自己資本比率(3)~(7)」及び「5.株式等保有状況」の提出期限については、作成基準日から3ヵ月以内。
連結決算状況表 ₁	決算日		
中間決算状況表 (信託業務の状況) ₂	中間決算日	作成基準日から 45日以内	・ 「(4)期間別受託元本残高表」及び「(5)主要勘定各店別内訳表」の提出期限については、作成基準日から3ヶ月以内。
決算状況表 (信託業務の状況) ₂	決算日		
経営実態報告 ₁	中間決算日 及び決算日	作成基準日から 3ヵ月以内	
信託財産種別表 ₂	毎月末	作成基準日から 20日以内	

1 銀行持株会社にも提出を求めている資料

2 信託兼営銀行のみ提出を求めている資料

- 2 銀行法等に係る事務処理

- 2 - 1 職員の派出の取扱い

派出とは、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣し、当該施設主体のために、金銭出納事務を行うことをいい、官公庁、公営住宅団地、総合病院等の公共性のある施設内において公金等の金銭出納事務に限った事務（注）を行っている限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができる。

（注）やむを得ず預金等の取次行為と同様の行為を行う場合は、必要最小限度に留め、次の点に留意すること。

- （１）取次を行う対象とする者は、当該派出先の施設に所属する職員及び当該派出先の施設をもっぱら利用する者に限られているか。
- （２）取次行為を行うに当たっては、金銭や通帳の預り証等を発行するなど事故防止について万全を期しているか。

- 2 - 2 「その他の付随業務」の取扱い

銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

- （１）銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M & A に関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

（注 1）これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをし、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。

（注 2）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。

なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下

の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。

付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか(- 3 - 4 - 3 (2) を参照のこと)。

(2) 銀行が、従来から実施することを認められてきた電子マネー(オフラインデビットにおける電子カードを含む。)の発行に係る業務については、発行見合資金の管理等、利用者保護に十分配慮した対応となっていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。

(3) 上記(1) 及び(2) に定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。

当該業務が法第 10 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる業務に準ずるか。

当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものか。

当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。

(注) リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供され

なくなったことに伴い、賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、

イ 市場状況等からみて短期の売却等処分が困難で、将来の売却等を想定した一時的な運用であることが明らかであること、

ロ 同不動産に対する投資等が修繕に止まること、

ハ 行內的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと、

ニ 全国的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと、

などの要件が満たされることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。

- 2 - 3 預金等の取扱い

次の預金及び定期積金（外貨建てのものを除く。以下「預金等」という。）について、その商品の定義等に係る照会があった場合には、一般法令や他商品の取扱いを定めた法令等での取扱いを勘案し、以下の点に留意のうえ対応するものとする。

なお、銀行における預金等の商品設計については、元本保証を前提に、原則として自由であり各行の経営判断によりこれを行うことができる点に留意するものとする。

- 2 - 3 - 1 譲渡性預金（外国で発行されるものを除く）

譲渡性預金とは、「払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約のないもの」をいう。なお、こうした商品性に鑑み以下のような取扱いについて留意する必要がある。

（１）期限前解約及び買取償却

預入日に指定された満期日前の解約及び発行金融機関による買取償却は行われていないか。

（２）流通取扱

金融機関は、自己の発行した譲渡性預金の売買を行っていないか。また、金融機関は、譲渡性預金発行の媒介等を行っていないか。

（３）個別の相対発行ではなく、均一の条件で不特定多数の者に対して、公募といった形で大量に発行されている場合はないか。

- 2 - 3 - 2 期間の定めのある預金

以下の点に留意した取扱いとなっているか。

- (1) 定期預金の預入期間については、「準備預金制度に関する法律（昭和 23 年法律第 135 号）」に定める区分（払出しについて期限の定めのある預金で、その払戻期限が当該預金を締結した日から起算して一月を経過した日以後に到来するもの）との整合性が保たれているか。
- (2) 変動金利定期預金（預入時に満期日までの利率が確定しない定期預金）の利率は、基準となる指標及び一定の利率設定方法により設定し、この指標及び利率設定方法を満期日まで継続しているか。

- 2 - 3 - 3 期間の定めのない預金

以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) 据置期間のある預金

据置期間が 1 か月以上の場合又は据置期間内と据置期間後とで利率設定があらかじめ異なる場合には、据置期間内の取扱いについて、上記 - 2 - 3 - 2 (2) と同様の取扱いがなされているか。

(2) 貯蓄預金

貯蓄預金とは「受入対象を個人のみとする預金で、預入・払出について、給与、公的及び私的年金（財形年金を含む）株式・信託の配当金及び投資信託の分配金等並びに保護預りの国債及び社債等の元利金に係る自動振込入金、同時に百件以上の取扱いを行う総合振込入金、公共料金の払込み等契約に基づく継続的な自動振替及び振込出金、総合口座の取扱いが行われていないもの」をいい、当局は、本預金を官民トータルバランスの確保の際の基準となるべきベンチマークとするものとする。

- 2 - 4 大口信用供与

法第 13 条第 1 項ただし書きの承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことその他銀行法施行令及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

なお、承認にあたっては、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

- 2 - 5 アームズ・レングス・ルール

法第 13 条の 2 ただし書きの承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第 13 条の 2 各号に掲げる取引又は行為をすることについて施行規則第 14 条の 8 各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。

施行規則第 14 条の 8 第 3 号に該当する場合

- ・ 特定関係者が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。
- ・ 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。
- ・ 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。
- ・ 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。

施行規則第 14 条の 8 第 4 号に該当する場合

- ・ 銀行が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

- 2 - 6 自己資本比率の計算

自己資本比率の計算の正確性等については、法第 14 条の 2 の規定に基づく自己資本比率の基準を定める件（平成 5 年大蔵省告示第 55 号。以下、「 - 2 - 6 において、告示という。）及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、その正確性等に問題がある場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。

- 2 - 6 - 1 届出書の記載内容のチェック

施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）

の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

- (1) 少なくとも破産、会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。
- (2) 告示第5条第1項第4号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に配当可能利益がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。
また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の1/2に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。(平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)
- (3) 告示第4条第3項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が告示及びガイドラインに定める基本的項目としての適格性を満たしているか。
- (4) 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容がある旨の記載があるか。
- (5) 債務者の任意(オプション)による償還については、パーゼル合意を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。

- 2 - 6 - 2 「意図的な保有」控除のためのチェック

金融システム内での資本調達(いわゆるダブル・ギアリング)は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というパーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第7条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金

融機関の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。）と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。

(1) 我が国の預金取扱金融機関が借手となる劣後ローンを平成9年7月31日以降供与している場合

この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。

(2) 劣後ローンを除く他の金融機関の株式その他の資本調達手段を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、平成10年3月31日以降、新たに引き受ける場合

なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

(注) 「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックは、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた自己資本の調達について行うものとする。

- 2 - 6 - 3 資本の安定性・適格性等のチェック

(1) 告示第4条第2項に定めるステップアップ金利等を上乘せする特約を付す資本調達手段について、その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず、当該ステップアップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか。

『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。

資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に1回を超えらるステップアップの特約が付されていないか。

スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップアップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。

発行後 10 年目以降にステップアップ特約により金利が上昇するものとなっているか。

- (2) 告示第 4 条第 3 項に定める基本的項目として該当するもの（海外特別目的会社が発行する優先出資証券）については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、パーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。

当該発行銀行にとって発行代り金は即時かつ無制限に利用可能なものであるか。

仮に、発行代り金が海外目的会社において利用可能なものである場合には、連結ベースでの自己資本には算入可能であるが、その場合でも、当該銀行の健全性に問題が生じる十分に前に、例えば当局の要求する最低自己資本比率を下回る場合には、例えば当該銀行の発行する基本的項目に該当する資本への転換などにより発行代り金相当額が即時・無制限に当該銀行に利用可能となる契約内容となっているか。

当該優先出資証券に先立って当該銀行の普通株式への配当が停止されている場合には、当該銀行が優先出資証券の配当の金額と時期についての裁量を有しており、停止した優先出資証券の配当は当該銀行に完全に利用可能なものであるか。また、国内直接発行の優先株が存在する場合、それに対する配当と連動する契約内容となっているか。

上記に関わらず、当該優先証券及びこれと同順位の配当受領権を有する銀行のその他証券の配当金額合計が、銀行の配当可能利益を越えてはならない旨の契約内容となっているか。

当該優先証券の配当が事前に設定されている場合には、発行者のその後の信用度によって設定が変更されることがないようになっているか。

- (3) 告示第5条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。

契約時から5年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利等を上乘せしていないこと。

『「150 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。

スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップアップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。

- (4) 資本調達を行った銀行が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。

- 2 - 6 - 4 自己資本比率算定に際してのチェック

- (1) 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。

- (2) 意図的な保有に該当する場合には、貸手金融機関の自己資本の額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。

- (3) 連結財務諸表の作成上、意図的な保有に係る他の金融機関又は金融業務を営む関連法人等(比例連結の簡便法が適用されているものを除く。)に持分法が適用されている場合には、控除すべき資本調達手段の額は、投資原価にそれまで計上された持分法による評価損益の累計額を加減した額となっているか。

- (4) 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を

下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合（注）にはリスクアセットの削減効果を認める。

なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記に関わらずリスクアセットの削減効果を認めない。

（注）当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする。（ただし、保証等の残存期間が1年以上のもので、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。）

（5）買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。

ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。

なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記に関わらずリスクアセットの削減効果を認めない。

（6）資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。

（7）マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。

・別表第3、 - 2 - (3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた、円投別枠ポジション等については、今後も除いてよい。

- 2 - 6 - 5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック

施行規則第35条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還にかかる届出又は施行規則第35条第1項第24号若しくは第25号に規定する自己の株式の消却を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済又は期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

- 2 - 6 - 6 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック

(1) 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。

告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約（以下「合弁契約」という。）については、以下の点についてチェックする。

・ 契約当事者にすべての共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。

・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合（告示第7条の2第1項第1号に規定する保有議決権割合をいう。以下 - 2 - 6 において同じ。）共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。

告示第7条の2第1項第2号ロ又は第25条の2第1項第2号ロに規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。

・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下 - 2 - 6 において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を与えられているか。

・ 各共同支配会社の合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合弁契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数に全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一とな

っているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。

・合弁契約において定められている保有議決権割合が、当該合弁契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記 の場合を除く）。

・意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。

・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資並びに各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。

・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの営業譲受け等、その設立態様の如何を問わず、合弁契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。

・その他合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。

告示第7条の2第1項第1号若しくは第2号二又は第25条の2第1項第1号若しくは第2号二に規定する、当該銀行が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下 - 2 - 6において、「過大負担契約等」という。）は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。

合弁契約において一定の事由を停止条件として保有議決権割合の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、過大負担契約等に該当しないものとする。

告示第7条の2第2項及び第25条の2第2項については、連結財務諸表

の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。

- (2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。但し、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。

簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下(2)において同じ。）を控除項目の額（告示第7条第1項、第8条第1号、第25条第1項及び第26条に規定する控除項目の額をいう。以下(2)において同じ。）に含めず、告示第7条の2第1項本文後段又は第25条の2第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額（国際統一基準に係る場合に限る。）の合計額をいう。以下(2)において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。

- (注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、投資消去差額の調整、未実現損益の消去、配当金・役員賞与の消去等の会計処理が行われることによる。

- (注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。

連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイに掲げる額を控除し、ロに掲げる額を加算した額とする。

- イ．当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）

ロ．毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第 8 条から第 10 条まで又は第 26 条及び第 27 条を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額

上記 ロにおいて、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等との債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記 ロの分母の額を算定する。

上記 ロにおいて、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示別表第 1 のリスク・ウェイト及び別表第 2 の掛目に、本来適用すべき割合よりも高い割合として掲げられているものを用いても差し支えない。

その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。

- 2 - 7 子会社等

銀行の子会社（法第 2 条第 8 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）子法人等（施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第 12 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。

（注 1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第 16 条の 3 第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第 16 条の 2 第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる会社、同項第 8 号に掲げる会社及び同項第 10 号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。

(注 2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が証券取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』(平成 10 年 12 月 8 日付)その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。

(注 3) 法第 16 条の 2 及び第 16 条の 3 に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、証券投資法人、パートナーシップ、LLC その他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。

- 2 - 7 - 1 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) 銀行の代理店

銀行の代理店(規則第 9 条の 3 第 2 項第 9 号に定める金融機関を除く。)は、他の会社の株式を保有していないか。

(2) 銀行の子会社が営む従属業務(法第 16 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、本指針 - 3 - 4 - 5 等に沿って適切な対応を行っているか。

(注) 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「銀行法第 16 条の 2 第 7 項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成 14 年告示第 34 号、以下「収入依存度規制告示」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様(当該銀行及びその子会社からの収入)であることに留意する。

(3) 銀行の子会社が営む金融関連業務(同条第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。

信用保証業務

原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものを取り扱っているか。
また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

- ・保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、保証業務の専業体制の確立、内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配慮しているか。
- ・保証会社が信用保証を行うに当たって、物的担保以外に不必要な人的担保も徴求していないか。
- ・銀行が、信用保証を必要とする債務者に対し、自行が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行っていないか。
- ・銀行が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通常の場合の金利と比較して次のものに相当する部分を低減しているか。
- ・通常見込まれる貸倒れに伴う損失
- ・担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト
- ・信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト

リース業務

不動産を対象としたリース契約にあたっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

投資顧問業務

業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。

- ・保護預りは当該社では扱わず、銀行本体、信託銀行等の扱いとなっているか。
- ・投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品

としているか。

電気通信業務（いわゆるVAN業務）

主として（概ね5割以上）銀行の業務及び企業の資金、経理に関連したもの（受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するもののほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等）を取扱うこととしているか。

（注）電気通信事業法第22条第1項による総務省への届出について照会があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務（以下「媒介役務」という。）の提供を営利の目的とせず（例えば、共同出資の子会社等が、出資金融機関のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としていないことが明白な場合：100%出資の子会社はこれに含まれる）に行う場合には必要ない」旨回答すること。

（4）銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。但し、会社に準ずる事業体については、この限りでない。

銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第16条の2第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。

例えば、保険専門関連業務（同条第2項第4号に定める保険専門関連業務をいう。）を営む会社については、銀行が保険会社を子会社としている場合等に限り、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。

なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新法」という。）の施行の際、信託業務を営む銀行（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務を営むもの（以下において「特定法人」という。）の当該業務については、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。

従属業務を専ら営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該銀行の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回っている場合には、上記 に反しないものとして取り扱って差し支えない。

関連会社として届出がなされたもの（当該関連会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、（4）に該当する会社及び特定法人を除く。）で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等が、新法の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に命ずるところにより、当該特定子法人等又は特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記 に反しないものとして取り扱って差し支えない。

但し、当該特定子法人等又は特定関連法人等が当該銀行の子会社又は特定出資会社となる場合並びに当該特定子法人等又は特定関連法人等が新法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合はこの限りでない。

（注1）関連会社とは、銀行が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて、銀行と緊密な関係を有する会社をいう。

（注2）例えば、以下のような場合については、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、上記特定子法人等又は特定関連法人等に準じて取り扱って差し支えない。

- ・銀行の届出済の関連会社が上記の業務を営む場合に、当該銀行が他の会社の保有する当該関連会社の株式を取得したことにより、新法の施行の際、当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限り。）となったことについてやむを得ない理由があるとき（新法附則第104条に規定する届出がなされているものに限り。）
- ・新法の施行の際、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、法第16条の3第4項第1号の規定により当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限り。）となった場合（同号に規定する認可を受けている場合に限り。）

- ・新法の施行の際、二の銀行のそれぞれの特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、合併によりいずれか一の銀行の特定子法人等又は特定関連法人等（以下、「存続会社」という。）となった場合（存続会社が合併前に営んでいた業務以外の業務を合併後に営むこととなる場合には、当該業務について平成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているものに限る。）

特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。但し、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているか。

なお、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記の例による。）を満たす場合に限る。）においては、平成 14 年 3 月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、当分の間、上記 に反しないものとして取り扱って差し支えない。

（注）当該特定子法人等又は特定関連法人等が平成 14 年 3 月期末を超えて必要な見直しを終えていない場合には、見直しが終了していない正当な理由について、別に命ずるところにより報告を求めることに留意する。

- 2 - 7 - 2 金融機関の貸出金等に係る担保不動産の保有・管理会社（いわゆる自己競落会社）の取扱い

いわゆる自己競落会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

（１）当該会社の業務は以下に限られているか。

出資金融機関が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合（出資金融機関に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合も含む。）に行う当該貸出金等に係る担保不動産の取得（競落による取得に

限る。)

買取会社が買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合（買取会社に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合を含む。）に、出資金融機関（会社の親銀行をいう。）が買取会社に譲渡した不動産担保付債権に係る担保不動産の取得（競落による取得に限る。）

取得した不動産の保有・管理及び売却

（２）当該会社の業務遂行にあたって以下の点は遵守されているか。

取得した不動産に関し、必要に応じ、民間都市開発機構、特定不動産共同事業者、宅地建物取引業者等との連携を図りつつ、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣接地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効活用に努めているか。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の活用による流動化を検討するなど、取得した不動産の円滑な売却の実現に努めているか。

当該会社は、以上のような行為を行うに当たって、ホテル業等関連会社が営むことが適当でない業務を営んでいないか。

（３）競落対象物件は出資金融機関又は買取会社の貸出金等に係る担保不動産であり、当該不動産の競落により、出資金融機関又は買取会社に配当が見込まれるか。

（注）貸出金等には出資金融機関が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該不動産の被担保債権となっているもの及び買取会社の不動産担保付債権を含む。

（４）その他

会社は、宅地建物取引業法の規定により、同法第３条の免許を取得しているか。

会社は取得した不動産毎に収支・損益の分別管理を行っているか。

出資金融機関及び会社は会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

- 2 - 7 - 3 銀行の海外における子会社等の業務の範囲

- (1) 銀行の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。

(注) 海外における貸出債権回収のために担保権を実行する必要がある場合で、現地市場の状況から担保資産の売却が極めて困難であり、かつ、現地法制上、他に適切な処理方法が存在しないときに、管理子会社を設立して担保流れ資産の保有・管理を行うことは、この限りではない。

また、銀行業を営む外国の会社(以下「銀行現法」という。)が行う業務については、バーゼルコンコルダット(「銀行の海外拠点監督上の原則」1975年 バーゼル委員会(1983年改訂))の趣旨に鑑み、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するものとする。

- (2) 銀行の海外における子会社(銀行現法を除く。)が新法の施行の際現に行う子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務で、現地法制等に照らして問題がなく、かつ、当該業務を1年以内に廃止することにより重大な支障が生ずるおそれのあるものについて新法附則第104条に規定する届出がなされた場合には、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、当分の間、当該業務を子会社対象会社の営むことができる業務と認めて差し支えない。但し、当該業務の見直しができる限り速やかに行われるよう、所要の措置が講じられているかどうか留意する。

- (3) 出資先外国法人として報告がなされたもの(当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、上記(2)の子会社を除く。)で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、上記 - 2 - 7 - 1 に準じて取り扱う。

(注) 出資先外国法人とは、銀行が海外の外国法人に経営支配又は経営参画の形態をもって出資するものをいう。

経営支配とは、銀行が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有（議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等当該金融機関以外の者となっても、当該銀行が自己の計算で所有している場合を含む。）している場合（当該銀行及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。）をいう。

経営参画とは、銀行が外国法人における議決権の100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合をいう。

なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国における議決権の過半数を実質的に所有している出資者が他にいる場合は原則として該当しない。

- 2 - 7 - 4 銀行とその証券子会社等の関係

(1) 証券取引法及び外国証券業者に関する法律等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準)における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨に鑑み、出資関係等を有する証券会社及び外国証券会社の国内支店との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。

・銀行等は、その関係証券会社(当該銀行等が証券会社の親銀行等(証券取引法第32条第5項に規定する親銀行等をいう。)又は子銀行等(証券取引法第32条第6項に規定する子銀行等をいう。)に該当する場合における当該証券会社をいう。)又は関係外国証券会社の国内支店(当該銀行等が外国証券会社の特定金融機関(外国証券業者に関する法律第14条において準用する証券取引法第32条第1項に規定する特定金融機関をいう。)に該当する場合における当該外国証券会社の国内支店をいう。)との間において、証券取引法第45条の規定により禁止されている行為に関与していないか。

(2) 銀行等がその関係証券会社との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務または税務に関する業務(以下、本項において

「内部管理に関する業務」という。)について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号または第8号に規定する行為を行う場合には、当該関係証券会社が証券取引法第45条但し書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係証券会社との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係証券会社にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。

統合する内部管理に関する業務について、銀行等が実質的な管理・監督を行わないまま関係証券会社へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務にかかる銀行等と関係証券会社との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行等における当該内部管理業務を担当する取締役等（外国銀行支店にあっては支店長、及び副支店長、管理本部長等当該銀行等の営業部門及び当該関係証券会社から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係証券会社の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。

銀行等が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。

・担当取締役等は、銀行等における内部管理業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行等の取締役会等（外国銀行支店にあっては本店における自己の職務関係上の上位者または当該内部管理に関する業務の責任者を含む。以下、「取締役会等」という。）や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。

・担当取締役等による営業部門に対する牽制機能が機能しない可能性がある場合には、牽制機能の実効性を確保するための措置が取られているか。

例えば、外国銀行支店長が個別の営業部門の役職を兼ね又は実質的に従事している場合に、支店長とは別に管理業務を統括する責任者を営業部門から独立して設置し、当該責任者が支店長に対する報告に加えて取締役会等に対しても直接報告する態勢をとっているか。

・牽制機能の実効性の確保を目的として関係証券会社との合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合議機関における意思決定についての担当取締役等の職責や銀行等の関与が形骸化していないか、合議機関が営業推進の目的に利用されるなど牽制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必要がある。例えば、その防止のための措置として、当該合議機関の目的及び手続（決議方法、議事録の作成を含む）各構成員の権限と責任が明確になっているか。

なお、信託銀行については、上記及びに加えて、内部管理に関する業務の運営の適切性、健全性が確保され、かつ信託業務運営の健全性が確保される場合には、事務ガイドライン 3 - 2 - 4 の規定にかかわらず、当該業務を行うことができるものとする。

また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 15 第 1 項に基づいて当該銀行等に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 15 第 2 項に基づき、当該銀行等の子会社たる証券会社に対しても報告徴求を行うこととする（外国銀行支店にかかる関係証券会社を除く。ただし、外国銀行支店に係る外国銀行と特殊の関係（令 16 条）のある証券会社については、法第 48 条第 2 項に基き、当該外国銀行支店に対して報告徴求することに留意。）。

- ・当該内部管理に関する業務等の実施についての方針及び手続
- ・担当取締役等当該内部管理に関する業務に従事する者の権限・事務分掌
- ・その他各種規定の整備状況
- ・当該内部管理に関する業務実施にかかる人員・組織の状況等

（注）銀行等とは、普通銀行、外国銀行支店、銀行持株会社をいう。

- 2 - 7 - 5 金融機関等とその関係保険会社の関係

保険業法施行規則等において、保険業法第 8 条第 1 項若しくは同法第 100 条の

3に規定する特定関係者又は同法第194条に規定する特殊関係者に金融機関等（同法施行令第2条の2第4項各号に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨に鑑み、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。

- ・金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者（保険業法第8条第1項に規定する特定関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第100条の2に基づく同法施行規則第53条の4から第53条の6に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。

- ・金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者等（保険業法第100条の3に規定する特定関係者及び同法第194条に規定する特殊関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。以下同じ。）及び関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等との間において同法第300条の規定により禁止されている行為に関与していないか。

（注）関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等とは、関係保険会社の役員、関係保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人、関係保険会社を所属保険会社とする損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人をいう。

- 2 - 7 - 6 外国銀行支店による業務提供関係会社への業務の委託

外国銀行支店がその業務を、証券会社に関する内閣府令15条3号及び18条3号に規定する者（以下本項において「業務提供関係会社」という。）に委託する場合には、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下の点に留意する必要がある。

（1）委託業務の範囲は、銀行の業務に係る事務のうちその業務の基本にかかることのないものに限定されているか。その上で、基本に係らない業務を委託する場合であっても、当該業務が銀行業の遂行に密接に関連する業務であることに鑑み、業務委託に伴う情報管理上のリスク及びオペレーティングリスク並びに業務提供関係会社の業務遂行能力及び管理態勢等、委託業務の妥当性及び委託先の適切性を委託に際して十分に検討することが必要。

- (2) 当該委託業務に関する規制上の責任は、当該業務提供関係会社による業務遂行に起因するものであっても、当該外国銀行支店にあることに留意する。したがって、当該委託業務に係る当該外国銀行支店による監督当局への対応を的確に実施するため、当該委託業務に係る責任者の設置や業務提供関係会社に対する管理態勢の整備が図られていることが必要。

- 2 - 8 議決権の取得制限

- (1) 銀行の子会社である投資顧問会社が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、法第 16 条の 3 において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。
- (2) 法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き又は法第 52 条の 24 第 2 項ただし書きの承認を行う場合で、その議決権の取得理由が施行規則第 17 条の 6 第 3 号又は第 34 条の 20 第 3 号に定める場合（いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合）には、同法第 16 条の 3 第 3 項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。
- （注）「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。
- (3) 法第 16 条の 3 第 2 項ただし書きの承認にあたっては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるが、その超過理由が施行規則第 17 条の 6 第 10 号の「元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きにより、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、有価証券勘定、元本補てんのある信託にかかる信託勘定で保有する株式等に係る議決権及び子会社で保有する議決権が 5 % 以内の保有となっている場合にのみ適用することに留意する。

届出

施行規則第 35 条第 1 項第 11 号に基づく届出（以下、「11 号届出」とい

う。)は、毎年1月末日までに、前年12月末日時点の保有株数をもとに、翌年度に基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする議決権について書式参考資料編様式により行うものとする。また、同第13号に基づく届出は、毎年4月末日までに、3月末日時点の保有株数をもとに、前年度に基準議決権数を超えて保有しなくなった議決権のうち当該年度に基準議決権数を超えて保有しようとしなない議決権について書式参考資料編様式により行うものとする。

承認（法第16条の3第2項ただし書き）

承認申請は、11号届出を行った議決権のうち、その取得し、又は保有することとなった日から1年を超えて保有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年の2月の第10営業日までに申請を受理し、3月の第7営業日までに承認を行うものとする。承認にあたっては、原則として2年後の3月末日を期限とするものとする。

申請書の添付書類は規則第17条の7によるものとし、承認にあたっては、公正取引委員会の特別許可を受けているかなども勘案して判断するものとする。

(注)11号届出の後承認申請までの間に、当該届出を行わなかった国内の会社の議決権を翌年度に基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする事となったときは、当該届出書に追記して再度11号届出を行えば当該申請に際に併せて申請を行うことができることとし、その他の議決権についてはその都度11号届出及び承認申請を行うよう求めるものとする。

2 - 9 説明書類の作成・縦覧等

- 2 - 9 - 1 重要性の原則の適用

(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等のもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第19条第2項、施行規則第18条第3項・第4項）銀行の連結貸借対照表・連結損益計算書（法第20条第2項）銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第52条の11第1項、施行規則第34条の15第1項・第2項）銀行持株会社の連結貸借対照表・連結損益計算書（法第52条の12）も対象となることに留意する。

(注) 連結して記載する説明書類については施行規則上明定されている（施行

規則第 19 条の 3 第 1 号及び第 34 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ)

(2) その内容については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条第 2 項及び第 100 条第 2 項の規定並びに日本公認会計士協会監査委員会報告第 52 号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」(平成 5 年 7 月 21 日付)に従っているか。

また、重要性の判断に当たっては、銀行グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。

- 2 - 9 - 2 記載項目についての留意事項

(1) 一般的な留意事項

- ・各記載項目については、本指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令、連結財務諸表規則等も参考として、適切かつわかりやすい表示がなされているか
- ・各記載項目について自行において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。
- ・施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。

(2) 個別の記載項目についての留意事項

- ・「経営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。
- ・「主要な業務の内容」には、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、附帯業務等の区分ごとにその内容が記載されているか。
- ・「直近の営業年度における営業の概況」には、業況、営業実績、損益の状況等についての概括的な説明、自行が対処すべき課題等について説明されているか。
- ・「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・ALM管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。
- ・「法令遵守の体制」には、法令遵守(コンプライアンス)に対する基本方

針及び運営体制について記載されているか。

- ・銀行単体及び銀行グループに係る「自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況」には、決算状況表の「自己資本比率の状況」の内容と同程度のものが記載されているか。
- ・「貸倒引当金」については、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第 55 条の 2 の海外投資等損失準備金を含む。)ごとの内訳も併せて記載されているか。
- ・「銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、銀行グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図等によって示されているか。
- ・「銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。

- 2 - 9 - 3 リスク管理債権額の開示

(1) 連結ベースのリスク管理債権額については、連結貸借対照表に基づき銀行及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。

(2) 開示区分

破綻先債権

施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口(1)の「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金」については、昭和 41 年 9 月 5 日付国税庁長官通達「金融機関の未収利息の取扱いについて」に基づき未収利息を益金に算入しなかつた場合等をいう。

延滞債権

・施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口(2)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの」については、「金

利棚上げにより未収利息を不計上とした貸出金」をさすものとする。

・「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。

貸出条件緩和債権

イ．施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。

- a．金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利（以下「基準金利」という。）を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸出金。
- b．金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金。
- c．経営支援先に対する債権：債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸出金。
- d．元本返済猶予債権：約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。
- e．一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債。
- f．代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む）の残債。

g. 債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。

(注)上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

(a)基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること

(b)個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること

ロ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に、実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

(注1)「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。

(a)計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること

(b)計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと

(c)計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

(注2)「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。

(a)概ね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となること

(b)各金融機関ごとに、計画における当該債務者に対する取引の総合

的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と同等の利回りが確保されていると見込まれること

(注3) 株式会社産業再生機構が買取りを決定(株式会社産業再生機構法第25条第1項)した債権に係る債務者についての事業再生計画(同法第22条第2項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。

なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

- 2 - 1 0 法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第26条に基づき業務改善を求める場合には、当該命令に基づく銀行の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該銀行の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

法第26条に基づき業務改善を求めている銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該銀行の報告義務は解除される。

法第26条に基づき業務改善を求めている銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善を求める要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や - 1 - 3 - 2 (2) により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

- 2 - 1 1 合併等

- (1) 銀行が、合併等を公表したときには、合併等に係る作業のスケジュール(「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」(以下「組織再編成法」という。))における経営基盤強化計画の認定の申請を行う場合には申請作業スケジュール、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にはシステム統合に向けたスケジュール等を含む)及びその進捗状況について、必要に応じ、法第 24 条に基づく報告等により把握を行うものとする。
- (2) 合併等の認可(予備審査を含む)申請に係る事情の調査にあたっては、当該銀行が組織再編成法における経営基盤強化計画の認定(予備審査を含む)を申請した場合には、当該申請内容をヒアリングの上、合併等の認可申請内容との整合性が図られているかを確認する。

- 2 - 1 2 銀行主要株主

銀行主要株主に対しては、法第 52 条の 11 の規定に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料(資金調達の状況を含む。)(ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料)及び当該主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行との取引関係(預金、借入等)を記載した書類の提出を求めるものとする。

- 2 - 1 3 予備審査

法施行規則第 39 条の規定に基づく予備審査申請があった場合には、以下の要領により、審査等を行うものとする。

- ・提出：長官宛(財務局管轄銀行にあつては財務局長宛)
- ・審査：本認可申請時に準じて行うこと。
- ・回答：長官名(又は財務局長名)により「については、更に本認可申請がある場合には、改めて内容を審査した上で認可することと決定されたから、準備整い次第、申請手続きをとられたい。」旨文書にて回答する。

- 2 - 1 4 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項

産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画(以下「事業再構築計画」という。)共同事業再編に関する計画(以

下「共同事業再編計画」という。) 経営資源再活用に関する計画(以下「経営資源再活用計画」という。)及び事業革新設備の導入に関する計画(以下「事業革新設備導入計画」という。)の記載事項については、金融機関の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

- 2 - 1 4 - 1 産活法第2条第2項第2号及び産活法の施行に係る指針(以下「施行指針」という。)第6条、第8条、第9条の事業革新の定義

(1) 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の業務収益(資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益)の合計額がすべての事業の業務収益の1%以上となる場合をいう。

(2) 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の1単位当たりの経費が5%以上低減される場合をいう。

(3) 施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。

- 2 - 1 4 - 2 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)二.ロ.の事業再構築の認定の基準

(1) 基本指針二.ロ.1.の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率 - 事業再構築開始前の自己資本当期純利益率 2」は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。

(2) 基本指針二.ロ.1.の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率) × 100 105」は、例えば、業務収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。

(3) 基本指針二．ロ．１． の「(事業再構築終了後の従業員 1 人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員 1 人あたり付加価値額)×100 106」は、例えば、従業員 1 人当たりの付加価値額(業務純益、人件費及び減価償却費の和)が 6%以上上昇する場合をいう。

- 2 - 1 4 - 3 産活法第 2 条の 2 第 2 項第 2 号及び基本指針一．八．２．の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義

(1) 基本指針一．八．２． (イ)の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。

(2) 基本指針一．八．２． (ロ)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。

- 2 - 1 4 4 産活法第 2 条の 2 第 2 項第 3 号及び基本指針三．ロ．の過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義

基本指針三．ロ．３．の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。

- 2 - 1 4 - 5 産活法第 2 条の 2 第 2 項第 3 号及び基本指針三．八．の共同事業再編の認定の基準

(1) 基本指針三．八．１．の「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。

(2) 基本指針三．八．２． については、 - 2 - 1 4 - 2 (2) を準用する。

- 2 - 1 4 - 6 産活法第 2 条の 2 第 2 項第 4 号及び基本指針四．ロ．の経営資源再活用の認定の基準

基本指針四．ロ．１．、２．及び３．については、それぞれ - 2 - 1 4 - 5 (1)、 - 2 - 1 4 - 2 (2) 及び - 2 - 1 4 - 2 (3) を準用する。

- 2 - 1 5 預金保険法に関する留意事項

- 2 - 1 5 - 1 預金保険料計算の特例の承認に係る審査事務

預金保険法施行規則の一部を改正する命令附則第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項に規定する承認に係る審査基準については、以下の点に留意する。

- (1) 特定決済債務の額、要調整一般預金等の額及び要調整決済用預金の額のそれぞれに関して、申請書に記載されている「各日においてその額を計算することが困難」とする理由が、システム対応等の合理的な事由によるものか。
- (2) 別段預金、仮受金等の勘定科目に経理されている資金のうち、預金保険法施行令第 1 4 条の 2 各号に掲げる取引に関し金融機関が負担する債務（決済債務）の額について、営業年度の各月の最終営業日における額の合計額を平均した額が把握できているか。（金融機関は、勘定科目名にとらわれることなく、次の(1)から(3)の区分に応じ、それぞれ掲げる資金の性質、該当する例を勘案しつつ、把握しているか。）

為替取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金

イ．資金の性質

顧客からの依頼に基づいて隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する取引を行うため、金融機関が当該顧客（またはその取引金融機関）から受け入れ、未だ受け取るべき者（またはその取引金融機関）に支払っていない資金、または当該取引に関する費用等の支払資金

ロ．該当する例

- ・振込、送金、口座振替等の依頼に基づいて顧客から受け入れた資金

(注 1) 有価証券の売買、預金の受入れ、資金の貸付等の業務に伴い、顧客から受け入れた、または顧客に支払うための資金その他金融機関内部の事務処理に係る資金を含まない。

(注 2) 売渡外国為替、未払外国為替等は、邦貨建てのものに限る。

- ・国、地方公共団体等の金銭の収納、代理貸付、有価証券の売買の媒介、

株式払込金の保管、複数の金融機関間での決済資金中継事務等の業務
に関して受け入れた資金

- ・現金自動支払機等の相互利用等による現金入出金業務、デビットカードサービス業務等に係る金融機関等との提携により生ずる債務の履行のための支払資金

手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済を
することができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき
行われる取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金

イ．資金の性質

手形交換所において、手形、小切手等の提（呈）示が行われたことに
基づく金融機関等との資金決済のための支払資金（代理交換を含む）

ロ．該当する例

- ・交換呈示に基づく資金決済のための支払資金
- ・不渡手形返還に伴う資金決済のための支払資金
- ・不渡異議申立預託金

小切手法第6条第3項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切
手に係る取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金

イ．資金の性質

金融機関が自己宛に振り出した小切手を顧客に売却した場合に売買代
金として受け入れた当該小切手の提示に基づく支払いに充てるための資
金

ロ．該当する例

- ・預手の提示に基づく支払いに充てるための資金
- ・送手の提示に基づく支払いに充てるための資金

(3)預金保険法施行令第14条の4に規定する「業として行う取引」について、
金融機関の業務に伴い派生した取引を除き、反復継続する意思をもって行う
取引か否かを、次のような例を参考としつつ把握できているか。

イ．業として行う取引に該当する例

- ・金融機関間で行う資金取引

ロ．業として行う取引に該当しない例

- ・水道光熱費、事務委託費の支払

- 3 行政指導等を行う際の留意点等

- 3 - 1 行政指導等を行う際の留意点

銀行に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うにあたっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（1）一般原則

行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ．行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
- ロ．相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

- ・ 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表すること、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取り扱い」に当たる場合があることに留意する。
- ・ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、その後の対応如何によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

（2）申請に関連する行政指導

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ・ 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ・ 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答

が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

- ・ 例えば、以下の点に留意する。
 - イ．申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
 - ロ．申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
 - ハ．申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ．許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為または不作為を求めているか。
- ロ．行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取り扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式

行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ．相手方に対して求める作為または不作為の内容を明確にしているか。
- ロ．当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
- ハ．個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。
- ニ．個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任

者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（但し、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）

- ・ 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
- ・ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が一人歩きすることにより行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
- ・ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

- 3 - 2 面談等を行う際の留意点

職員が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する銀行等の相手方との面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）においては、下記の事項に留意するものとする。

- ・ 面談等に参加する当庁の職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ・ 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ・ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している当庁の職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- ・ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ・ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

- 3 - 3 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

協同組織金融機関

- 1 協同組織金融機関における共通事項

信用金庫、信用協同組合及び労働金庫(以下「協同組織金融機関」という。)については、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、いずれの協同組織金融機関の業態においても、個別の金融機関に対して経営支援機能を有する協同組織中央金融機関(以下「中央機関」という。)が存在するなど共通する特色を有している。

協同組織金融機関の監督に当たっては、こうした協同組織金融機関固有の特性や共通する特色等を踏まえ、以下の点に留意することとする。また、対象金融機関の規模・特性等を十分に踏まえるとともに、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。

- 1 - 1 経営管理における留意点

協同組織金融機関に対する定常的な監督手法の運用に際しては、協同組織金融機関の特性等を踏まえ、以下のような点についてもヒアリングを実施し、ガバナンスの向上に向けた取組み等を促すこととする。

- 1 - 1 - 1 総代会の機能向上に向けた取組状況

信用金庫・信用協同組合における総代選任手続きや総代会の運営方針等に関しては、業界団体において透明性の向上に向けた自主申し合せ等が取りまとめられており、各信用金庫・信用協同組合における自主申し合せ等を踏まえた取組状況等について、「総合的なヒアリング(必要に応じ、9月末における財務内容ヒアリングを含む)」において、ヒアリングを行うものとする。

- 1 - 1 - 2 中央機関へのヒアリング

信用金庫・信用協同組合に対する監督に当たっては、必要に応じ、個別金融機関に対して経営支援機能を有する中央機関の各支店に対してもヒアリングを行うよう努めるものとする。

- 1 - 2 出資増強時における留意点

協同組織金融機関の普通出資については、基本的には会員・組合員の事業利用権であること、出資者の資格が制限されていること等から流動性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。

協同組織金融機関における出資増強時の監督に当たっては、こうした協同組織

金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、協同組織金融機関における優先出資による資本増強時の監督に当たっても、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。

- 1 - 2 - 1 着眼点

例えば早期是正措置や早期警戒制度における収益性改善措置など、協同組織金融機関に対して、必要に応じ、法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画中に普通出資による資本増強策が含まれている場合にあつては、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止など法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうか等、特に、以下のような着眼点から検証することとする。

(1) 基本的な経営姿勢

理事会が、出資増強に関する法令等遵守の重要性を理解し、全組織的な態勢整備を行っているか。

理事会は、単に内部規則の制定、通知の発出等に留まらず、職員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、組織内における監視・牽制機能を実効性あるものとしているか。

(2) 特に留意すべき事項

出資増強に際して遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。

特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。

「資本充実の原則」の遵守、及び「金融機関の自己資本としての健全性(安定性・適格性)」の確保(本監督指針 - 3 - 1 - 2 - 2 (2) 口.(イ)を準用する。)

独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為(例えば「優越的な地位の濫用」)の発生防止

適切な説明(例えば「出資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法等の観点から適切なものとなっているか。」特に、「預金等との誤認を防止するための十分な措置を講じているか。」「流動性に関して、上場株式とその性格を異にしていることを説明しているか。」等。)

(3) 遵守状況の事後的な点検体制の整備

出資増強の手続きの進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について、全組織的な事後点検を行う体制を整えているか。

- 1 - 2 - 2 監督手法・対応

- (1) 協同組織金融機関から法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画の中に普通出資による資本増強策が含まれている場合には、各種の法令等遵守に係る内部管理態勢全般に関する資料(本監督指針 - 3 - 1 - 2 - 2 (1)の(注2)を適宜参照)の添付を求めることとする。
- (2) 協同組織金融機関から法令に基づき提出された経営改善計画を検証した結果、協同組織金融機関における対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ法令に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

- 1 - 3 システム障害発生時等における留意点

多くの協同組織金融機関においては、勘定系システムなど基幹システムの構築・運用等を地区毎に協同組織金融機関が共同で設立した事務センター(以下「共同センター」という。)に委託したり、内国為替及びCDオンライン提携に係る業界内のネットワークシステムや他業態システムと接続するネットワークシステムの構築・運用等を各業態の中央機関とその子会社であるシステムセンター(以下「業態センター」という。)に委託したりしている。このため、ひとたび共同センターや業態センターにおいてシステム障害が発生した場合には、その影響は業態全体に及ぶ可能性もあるほか、システム障害により直接、顧客に対して説明責任を負うことになる個別の協同組織金融機関においても、システム障害発生の原因分析や復旧作業及び再発防止策の策定について迅速かつ的確な対応ができないといった協同組織金融機関固有の弊害があると考えられる。

従って、協同組織金融機関におけるシステム障害発生時等の対応については、原則としては、本監督指針の - 3 - 3 - 3を準用することとするが、上記のような協同組織金融機関固有の事情を踏まえ、以下のような点にも留意することとする。

- 1 - 3 - 1 共同センター等に起因する障害発生時等における留意点

(1) 財務局における対応

協同組織金融機関において、共同センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関及び当該共同センターに対して、また、業態センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関に対して、直ちに、本監督指針の - 3 - 3 - 3

(3) に沿った対応を求めるとともに、監督局協同組織金融室あてその旨の連絡を速やかに行うなど金融庁との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。

なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、当該共同センターを共同して設立した協同組織金融機関の幹事金融機関に対しても同席等を求めるよう努めるものとする。

(2) 金融庁における対応

協同組織金融機関において業態センターに起因するシステム障害が発生した旨の情報を入手した場合には、当該協同組織金融機関の中央機関及び当該業態センターに対して、直ちに、本監督指針の - 3 - 3 - 3 (3) に準じた対応を求めるとともに、中央機関や業態センターから得た情報等については、適宜、関係財務局に還元するなど、財務局との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。

なお、業態センターに対してヒアリング等を行う場合には、当該業態センターの各業態の中央機関に対しても同席等を求めるよう努めるものとする。

- 1 - 3 - 2 システム統合時における留意点

共同センターや業態センターを利用している協同組織金融機関同士がシステム統合をする場合や自営のシステムを共同センターに統合させる場合のシステムリスクは、自営のシステム同士を統合させる場合のシステムリスクに比べて大きな差異があると考えられることから、システム統合時における監督上の対応については、本監督指針の - 3 - 3 - 3 (2) に沿って機械的・画一的に運用するのではなく、実態に即して対応するよう留意することとする。

- 1 - 4 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール

協同組織金融機関の主なオフサイトモニタリングの年間スケジュールは、別添 1 を目途に行うこととする。

なお、協同組織金融機関に対するオフサイトモニタリングの一環として、以下に掲げるヒアリングを定期的実施することを原則とするが、各財務局においては、効率的・効果的に行うよう努めるものとする。

- 1 - 4 - 1 トップヒアリング

トップヒアリングにおいては、財務局幹部が、協同組織金融機関の経営者に対して、当該協同組織金融機関の経営戦略及び経営方針、理事会などの機能状

況等に関しヒアリングを行うこととする。

- 1 - 4 - 2 総合的なヒアリング

総合的なヒアリングにおいては、決算状況や財務上の課題についてヒアリングするとともに、各金融機関における経営戦略や意思決定が具体的にどのような施策として取り込まれ、また、その取組みの実施状況がどのように分析・評価されているかといった観点から収益管理態勢等をヒアリングすることにより、財務内容の的確な把握と収益管理態勢の向上に向けた取組み等を促すこととする。

なお、ヒアリングの実施時期は別添1を目途に行うこととするが、必要に応じ、臨機のヒアリングを実施することとする。

- 1 - 4 - 3 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、協同組織金融機関の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。

また、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機関の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

- 1 - 4 - 4 9月末における財務内容ヒアリング

協同組織金融機関は法令上中間決算が義務付けられていないが、信用金庫・信用協同組合については必要に応じ、金融機関が自ら実施する半期情報開示の状況等をヒアリングすることにより、9月末における財務内容を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組み等を促すこととする。

- 1 - 5 準用一覧表

協同組織金融機関も預金取扱金融機関であり、経営の健全性について預金者からの信認が得られなければ安定的な経営は維持できず、また、会員・組合員に対する与信機能も十分に果たし得ない。

従って、協同組織金融機関の監督に当たっては、多くの場面で、地域銀行に対する監督に準じた対応をすることとなるが、協同組織金融機関における監督指針の適用状況・準用状況等を整理すれば、別添2のとおりとなる。

(別添1)

協同組織金融機関の主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール

(平成16年4月2日現在)

	決算等、 ディスクロージャー	主な当局報告		分析・評価、ヒアリング、フィードバック	
		財務会計情報	リスク情報	財務会計情報、 総合的なヒアリング等	リスク情報等
7月		日計表等	市・流	個別金融機関のデータベースの整備	}
8月	ディスクロ誌	日計表等	市・流・信	トップヒアリング(9月まで)	
9月	(9月末)	日計表等	市・流		
10月		日計表等	市・流		
11月	半期情報開示	日計表等	市・流・信	9月末における財務内容ヒアリング (～12月上旬)	
12月	(ミニディスクロ誌)	経営実態報告 日計表等	市・流		
1月		日計表等	市・流		
2月		日計表等	市・流・信	トップヒアリング(3月まで)	
3月	決算	日計表等	市・流		
4月		日計表等	市・流		
5月		決算速報 日計表等	市・流・信	総合的なヒアリング(決算分析を含む) (～6月中旬)	
6月	財務諸表の店頭備え置き 総代会	業務報告書、経営実 態報告、日計表等	市・流		

(注1) リスク情報計数において「市」:市場リスク、「流」:流動性リスク、「信」:信用リスク

(注2) このほか必要に応じて、内部監査ヒアリング等を実施することとする。

(注3) 当該年間スケジュールは適宜変更を行うことがあり得る。

(注4) 各財務局は創意・工夫により、オフサイトモニタリング業務の効率的・効果的な実施に努めるものとする。

業態別の準用一覧表

(摘要: 印…銀行規定を準用、印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
基本的考え方			
- 1 金融監督に関する基本的考え方			
- 2 監督指針の基本的考え方			
銀行監督上の評価項目			
- 1 経営管理			
(協) - 1 - 1 経営管理における留意点			
・ - 1 - 1 - 1 総代会の機能強化に向けた取組状況			×
・ - 1 - 1 - 2 中央機関へのヒアリング			×
- 2 財務の健全性等			
- 2 - 1 自己資本(早期是正措置)			
- 2 - 2 早期警戒制度			
- 2 - 3 収益性			
- 2 - 4 信用リスク			
- 2 - 5 市場リスク			
- 2 - 6 流動性リスク			
- 3 業務の適切性			
- 3 - 1 法令等遵守			
- 3 - 1 - 1 不祥事件等			
- 3 - 1 - 2 資本の額の増加の届出の手続き等	×	×	×
(協) - 1 - 2 出資増強時における留意点			
- 3 - 1 - 3 本人確認、疑わしい取引の届出			
- 3 - 1 - 4 その他			
- 3 - 2 事務リスク		一部	一部
- 3 - 3 システムリスク			
(協) - 1 - 3 システム障害発生時等における留意点			
- 3 - 4 顧客保護等			
- 3 - 4 - 1 与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能			
- 3 - 4 - 2 顧客の誤認防止等			
- 3 - 4 - 3 顧客情報管理			
- 3 - 4 - 4 預金口座の不正利用防止			
- 3 - 4 - 5 銀行の事務の外部委託			
- 3 - 4 - 6 その他			
- 3 - 5 危機管理体制			
- 4 地域貢献		(業域・職域信組を除く。)	×
- 5 中小企業金融の再生の促進		(業域・職域信組を除く。)	×
- 6 その他	×	×	×
銀行監督に係る事務処理上の留意点			
- 1 一般的な事務処理			
- 1 - 1 監督事務の流れ			
- 1 - 1 - 1 一般的な監督事務の流れ			
- 1 - 1 - 2 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール	×	×	×
(協) - 1 - 4 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール			
- 1 - 2 監督部局間における連携			
- 1 - 3 検査部局等との連携			
- 1 - 4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任			
- 1 - 5 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告	一部	一部	一部
- 1 - 6 災害における金融に関する措置			
- 1 - 7 銀行に関する苦情・情報提供等			
- 1 - 7 - 1 苦情等を受けた場合の対応			

項 目		準用状況			
		信金	信組	労金	
	- 1 - 7 - 2	貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報に係る監督上の対応			
	- 1 - 7 - 3	預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応			
	- 1 - 8	法令解釈等の照会を受けた場合の対応			
- 2	銀行法等に係る事務処理				
	- 2 - 1	職員の派出の取扱い			
	- 2 - 2	「その他付随業務」の取扱い			
	- 2 - 3	預金等の取扱い			
	- 2 - 4	大口信用供与			
	- 2 - 5	アームズ・レングス・ルール			
	- 2 - 6	自己資本比率の計算		(告示第4条第2項及び第3項関連部分を除く)	(告示第4条第2項及び第3項関連部分を除く)
	- 2 - 7	子会社等		(海外子会社等の部分を除く)	(海外子会社等の部分を除く)
	- 2 - 8	株式の取得制限			
	- 2 - 9	説明書類の作成・縦覧			
	- 2 - 10	法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除			
	- 2 - 11	合併等			
	- 2 - 12	銀行主要株主	×	×	×
	- 2 - 13	予備審査			
	- 2 - 14	産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項			
	- 2 - 15	預金保険法に関する留意事項			
- 3	行政指導等を行う際の留意点等				

- 2 信用金庫及び信用金庫連合会関係

信用金庫及び信用金庫連合会の監督にあたって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。

- 2 - 1 監督部局間における連携

- 2 - 1 - 1 金融庁との連携

(1) 信用金庫法施行規則(以下4.において「規則」という。)第24条の規定により、信用金庫から財務局に対し信用金庫法施行令第10条の2第1項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可(予備審査を含む。)又は承認の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、施行令第10条の2第1項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。

(2) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条に基づき報告徴求命令(検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。)を発出したとき及び信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項に規定する命令を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。

- 2 - 1 - 2 財務局間における連携

信用金庫に関して、認可(予備審査を含む。)又は承認を行う財務局長は、認可(予備審査を含む。)又は承認をしようとする事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、財務局間において密接な連携に努めるものとする。なお、認可又は承認にかかる申請が、すでに予備審査終了済のものであり、その内容の重要な事項について変化がない場合には、当該他の財務局長との協議は省略して差し支えない。

- 2 - 2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任

- 2 - 2 - 1

信用金庫の本店の所在地が財務事務所（小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により、当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。

なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

- 2 - 2 - 2 財務事務所長の行政報告

管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分をとりまとめのうえ、翌月 10 日までに財務局長に報告させるものとする。

- 2 - 3 信用金庫台帳

財務局管内の信用金庫について信用金庫台帳（書式・参考資料編様式、参照）を 6 月末日現在にて作成するものとする。

なお、信用金庫台帳の写 1 部を 7 月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く）にも遅滞なくその写 1 部を提出するものとする。

- 2 - 4 信用金庫の事務所関係

臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、信用金庫法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。

- 2 - 5 監督指針の準用

- 2 - 5 - 1

信用金庫及び信用金庫連合会に関して、本監督指針（ - 3 - 1 - 2、 - 6、 - 1 - 1 - 2、 - 1 - 2、 - 1 - 4、 - 1 - 5（1）（2）及び（3）、 - 2 - 1 2 を除く。）書式・参考資料編を準用する。

2 - 5 - 2

この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。

（1） - 2 - 1 - 2 において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を

定める命令（平成 12 年総理府令・大蔵省令第 39 号。」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成 12 年総理府令・大蔵省令第 41 号）」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期（中間期を含む。）」とあるのは「毎期（9 月末を含む。）」読み替える。

（ 2 ） - 2 - 6 において、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成 5 年 3 月大蔵省告示第 55 号）」とあるのは「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成 5 年 3 月大蔵省告示第 62 号）」と、「施行規則第 35 条第 1 項第 22 号」とあるのは「信用金庫法施行規則第 14 条第 1 項第 25 号」と読み替える。

（ 3 ） - 2 - 1 1 において、「銀行」とあるのは「信用金庫」と読み替え、更に以下の規定を加えるものとする。

（ 3 ） 信用金庫が信用金庫連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可（予備審査を含む）申請内容との整合性が図られているかを審査する。

- 3 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の監督にあたって、財務局の事務処理手続については、以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。

- 3 - 1 監督部局間における連携

- 3 - 1 - 1 金融庁との連携

- (1) 信用協同組合に関して、財務局長に権限委任された認可又は承認等のうち、設立、合併、事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入力したときは、事案の概要及びその他参考となる情報を速やかに監督局担当部門に情報提供することとするほか、当該重要な認可(予備審査を含む。)の申請があったときは、財務局の処理方針(事案の概要及びその他参考となる情報を含む。)を付して監督局長に協議するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。
- (2) 協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第24条又は中小企業等協同組合法第105条の4第1項に基づき報告徴求命令(検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。)を発出したとき及び協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項に規定する命令を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。

- 3 - 1 - 2 財務局間における連携

信用協同組合に関して、認可(予備審査を含む。)又は承認を行う財務局長は、認可(予備審査を含む。)又は承認をしようとする事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となるべき情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、財務局間において密接な連携に努めるものとする。なお、認可又は承認にかかる申請が、すでに予備審査終了済のものであり、その内容の重要な事項について変化がない場合には、当該他の財務局長との協議は省略して差し支えない。

- 3 - 1 - 3 認可事項の審査に際しての留意点

財務局長は、信用協同組合等から中小企業等協同組合法第27条の2第1項、第51条第2項、第57条の3第3項又は第63条第3項に規定する認可の申請が

あったときは、次に掲げる事項に留意して審査するものとする。

(1) 設立

中小企業等協同組合法第27条の2第5項第4号に規定する事業計画において、成立後3事業年度を経過するまでの間に当該申請をした信用協同組合等の1事業年度の当期利益が見込まれること。

中小企業等協同組合法第27条の2第5項第4号に規定する事業計画において、当該申請をした信用協同組合等の自己資本の充実の状況が成立後3事業年度を経過するまでの間に適当となることが見込まれること。

(2) 地区の拡張に関する定款の変更

現在の地区及び拡張しようとする地区における金融その他の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該組合が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(3) 地区の縮小に関する定款の変更

縮小しようとする地区における預金者その他の債権者(以下「預金者等」という。)に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における預金者等の利益の保護に欠けるおそれがないこと。

(4) 事業の譲渡

事業の譲渡が、当該事業の譲渡を行う信用協同組合等の地区における預金者等の利益の保護に照らし、適切なものであること。

事業を譲り受ける金融機関が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(5) 営業の一部又は事業の譲受け

営業の一部又は事業の譲受けが、当該営業又は事業の譲渡を行う金融機関の営業地域における預金者等の利便に照らし、適切なものであること。

営業の一部又は事業を譲り受ける信用協同組合等の経営の健全性が確保できるものであること。

(6) 合併

合併が、当該合併を行う信用協同組合等の預金者等の利益の保護に照らし、適切なものであること。

合併後存続し又は合併により設立される信用協同組合等の経営の健全性が確保できるものであること。

- 3 - 1 - 4 予備審査に際しての留意点

財務局長は、下記(1)～(3)について留意するものとする。

- (1) 信用協同組合等の発起人は、中小企業等協同組合法第27条第1項の規定による創立総会の公告の前に、同法施行規則第1条の6第1項及び第2項に定めるところに準じた書類を財務局長に提出して同法第27条の2第1項の認可の予備審査を求めることができる。
- (2) 信用協同組合等は、中小企業等協同組合法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に財務局長に提出すべき書類に準じた書類を財務局長に提出して予備審査を求めることができる。
- (3) 信用協同組合等又はその発起人は、中小企業等協同組合法の規定による認可の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、上記(1)又は(2)による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

- 3 - 1 - 5 業務報告書の受理に際しての留意点

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条に規定する業務報告書の提出延期の承認は、財務局において行うものとする。

- 3 - 2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任

- 3 - 2 - 1

信用協同組合の本店の所在地が財務事務所(小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。)の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により、当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。

なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

- 3 - 2 - 2 財務事務所長の行政報告

管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分をとりまとめるうえ、翌月10日までに財務局長に報告させるものとする。

- 3 - 3 信用協同組合台帳

財務局管内の信用協同組合について信用協同組合台帳（書式・参考資料編様式、参照）を6月末現在にて作成するものとする。

なお、信用協同組合台帳の写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。

- 3 - 4 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点

信用協同組合に関して、信用リスク改善措置によるヒアリング等を行うにあたり、中小企業等協同組合法第7条第1項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者を組合員に含む信用組合がある場合には、同措置の枠組みとは別に、以下の点についても十分にヒアリングするものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法第7条第3項に掲げる公正取引委員会への届出状況など法令等遵守面
- (2) 中小企業等協同組合法第7条第1項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者たる組合員との取引開始の経緯、与信審査の状況、債権管理の状況など信用リスク管理面

- 3 - 5 信用協同組合等の事務所

臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、中小企業等協同組合法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。

- 3 - 6 監督指針の準用

- 3 - 6 - 1

信用協同組合等に関して、本監督指針（ - 3 - 1 - 2、 - 3 - 2 - 2(4)、 - 6、 - 1 - 1 - 2、 - 1 - 2、 - 1 - 4、 - 1 - 5(1)(2)及び(3)、 - 2 - 6 - 1(3)、 - 2 - 6 - 3(1)及び(2)、 - 2 - 7 - 3、 - 2 - 12を除く。）書式・参考資料編を準用する。

なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の - 4及び - 5については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない）。

- 3 - 6 - 2

この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信

用協同組合」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。

(1) - 2 - 1 - 2において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第42号)」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「每期(中間期を含む。)」とあるのは「每期(9月末を含む。)」と読み替える。

(2) - 2 - 6において、「銀行法14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める(平成5年3月大蔵省告示55号)」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成9年7月大蔵省告示192号)」と読み替える。

(3) - 2 - 11において、「銀行」とあるのは「信用協同組合」と読み替え、更に以下の規定を加えるものとする。

(3) 信用協同組合が信用協同組合連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可(予備審査を含む)申請内容との整合性が図られているかを審査する。

- 4 労働金庫及び労働金庫連合会関係

労働金庫(労働金庫連合会を含む。以下同じ。)の監督にあたって、財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)及び都道府県の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。

- 4 - 1 監督部局間における連携

- 4 - 1 - 1 金融庁と財務局間における連携

(1) 法令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類の経由については労働金庫法施行令(以下「施行令」という。)第12条の規定等によることとされているが、これら書類の副本を財務局(財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所を経由する。)において受理したときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。

(2) 労働金庫法第94条において準用する銀行法第24条に基づき報告徴求命令(検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。)を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。

- 4 - 1 - 2 財務局と都道府県間における連携

(1) 経由官庁については、施行令第12条の規定により一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫が内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に法令の規定により提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類は、当該労働金庫の地区を管轄する都道府県知事を経由するものとされているが、この場合において都道府県知事は、労働金庫から正本のほか写4部(所轄財務事務所のない場合は3部)を提出せしめ、事情を調査の上、正本は厚生労働省に、また副本の3部(所轄財務事務所のない場合は2部)は所轄財務事務所(所轄財務事務所のない場合は、所轄財務局。以下同じ。)に送付し又その1部は自ら保存するものとする。

(2) 都道府県知事はその権限を行使するに当たっては所轄財務局又は財務事務所と緊密な連絡等により、共管の実をあげられるよう配慮するものとする。

る。

(3) 都道府県知事が、法令に基づき委任された権限を行使した場合は、その結果を毎月とりまとめのうえ、翌月 10 日までに、上記(1)に準じて金融庁長官及び厚生労働大臣に報告するものとする。

- 4 - 2 労働金庫台帳

財務局管内の労働金庫について労働金庫台帳(書式・参考資料編様式、参照)を6月末日現在にて作成するものとする。

なお、労働金庫台帳の写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合(軽微なものを除く)にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。

- 4 - 3 監督指針の準用

- 4 - 3 - 1

労働金庫に関して、本監督指針(- 3 - 1 - 2、 - 3 - 2 - 2(4)、 - 4、 - 5、 - 6、 - 1 - 1 - 2、 - 1 - 2、 - 1 - 4、 - 1 - 5(1)、(2)及び(3)、 - 2 - 6 - 1(3)、 - 2 - 6 - 3(1)及び(2)、 - 2 - 7 - 3、 - 2 - 12を除く。)書式・参考資料編を準用する。

- 4 - 3 - 2

この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えるものとする。

(1) - 2 - 1 - 2において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令・労働省令第8号)」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「每期(中間期を含む。)」とあるのは「每期(9月末を含む。)」と読み替える。

(2) - 2 - 6において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示55号)」とあるのは「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき労

働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成9年7月大蔵省・労働省告示第1号）」と読み替える。

（3） - 2 - 11において、「銀行」とあるのは「労働金庫」と読み替え、更に以下の規定を加えるものとする。

（3）労働金庫が労働金庫連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可（予備審査を含む）申請内容との整合性が図られているかを審査する。

信用保証協会関係

信用保証協会の監督に当たっての財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）及び都道府県知事（市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第20条第2項に規定する協会の区域とする協会については市町村長。以下同じ。）の事務処理手続については以下のとおりとする。

なお、主務大臣に提出する書類が都道府県知事を経由して地方支分部局長に提出された場合には、地方支分部局長は、金融庁監督局長及び中小企業庁長官へ進達（特別保証制度の創設及び変更報告、保証料率の変更報告を除く。）するものとする。

- 1 認可等に関する事項

- 1 - 1 認可・承認事項の審査等

信用保証協会法等に定める認可・承認の審査に当たっては、中小企業者等に対する金融の円滑化の観点に立ち審査を行うものとする。

- 1 - 1 - 1 設立認可申請の審査事項

信用保証協会の設立認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 設立の手續、定款及び業務方法書の内容が法令に違反していないか
- (2) 定款又は業務方法書のうち、重要な事項につき虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないか
- (3) 資産の総額が政令で定める金額を超えているか
- (4) 協会の設立が中小企業者等に対する金融の円滑化に資すると認められるか、また、特に中小企業者等のために保証業務を行うという性格が明らかであるとともに、中小企業者等についても特定業種に限定されているようなことはないか
- (5) その区域内の既設信用保証協会の業務の拡大を図ることにより新設に替えることはできないか
- (6) 発起人及び予定役員は以下の事項に関する状況からみて適任かどうか
 - 公私の経歴
 - 職業、能力及び資産負債の状況
 - 犯罪及び破産の有無

常務に従事する役員については、金融業務及び中小企業分野についての知識経験の有無並びに常勤役員としての適否

- (7) 事業の方法及び計画が、資産及び経営の健全性を確保し、中小企業者等に対する金融の円滑化に資するものと認められるか(事業計画においては、単に形式的計数的な面のみにとられることなく、その基盤となる区域内の金融その他の経済事情、中小企業者等の動向、その他諸般の事情を総合的に勘案して、その計画の実行に確実性があるか)

- 1 - 1 - 2 解散認可申請の審査事項

信用保証協会の解散認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 解散手続が法令又は定款に違反していないか
- (2) 当該協会の解散が業務及び財産の状況に照らし事情やむを得ないものか
- (3) 当該協会の解散が業務区域内における中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことがないか
- (4) 当該協会の解散に伴う債権債務の処理方法が適切なものであるか

- 1 - 1 - 3 合併認可申請の審査事項

信用保証協会の合併認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 合併の手続が法令又は定款に違反していないか
- (2) 合併に関する仮契約書等の内容が適切なものであるか
- (3) 合併が経営の合理化又は中小企業者等に対する金融の円滑化に資するものであるか
- (4) 合併後存続し又は合併により設立される協会の区域、事務所、役員構成及び合併後の事業計画等が適切なものであるか
- (5) 欠損又は不良資産がある場合は、その処理方法が適切なものであるか

- 1 - 1 - 4 定款変更認可申請の審査事項

信用保証協会の定款変更認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 保証債務の最高限度に関する定款変更の場合
最近の保証動向等に照らし最高限度の引上げが真に必要なものであるか

経営内容等よりみて最高限度の引上げの余力があるか
基本財産の造成が十分に行われる等経営基盤の確保が図られる見通しはあるか

最高限度の引上げにより当該協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持できるか（当分の間、原則として60倍を最高限度とする。ただし、中小企業金融安定化特別保証制度に係る保証債務については、一般の保証債務の枠外とし、金融安定化特別基金の100倍（制度実施後2年間はこの限りではない。）を保証債務額の最高限度とする。なお、当該保証制度の保証債務額の最高限度の算出に当たっては、中小企業金融安定化特別会計収支計算書上における毎事業年度末の責任準備金及び求償権償却準備金の繰入額を金融安定化特別基金に含めて計算することができるものとする。）

（2）従たる事務所の設置又は廃止に関する定款変更の場合

従たる事務所の設置の場合

イ．設置地はその地方の経済、金融及び中小企業等の状況に照らし適切なものであるか、また、設置地方における設置の要望の程度はどうか

ロ．当該協会の経理状況（経理の適正性、最近の収支及び資金繰り）から、事務所設置の余力はあるか

ハ．最近の实地検査の結果等から当該協会に保証能力が十分あるか

ニ．当該事務所と当該協会の主たる事務所との連絡体制等事務運営に支障はないか

ホ．既存事務所の統廃合の必要はないか

ヘ．事務所設置に要する費用は適正なものか

従たる事務所の廃止の場合

イ．廃止事務所の取引者の便益に支障を及ぼすことはないか

ロ．事務所の廃止が当該協会の経営に支障を及ぼすことはないか

（3）その他の定款変更の場合

当該協会の業務全般を勘案し、その定款変更が真に必要なものか

当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか

- 1 - 1 - 5 業務方法書変更認可申請の審査事項

信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

（1）当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか

（2）当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼす

ことはないか

- (3) 1 中小企業者等にかかる保証金額の最高限度を変更する場合には、資産の健全性が確保されるとともに、保証の均衡を阻害する恐れはないか

- 1 - 1 - 6 有価証券の取得承認申請の審査事項等

信用保証協会法第 22 条に基づく告示（昭和 28 年大蔵省・通商産業省告示第 8 号）第六号による有価証券の取得承認については、次のとおり取扱うものとする。なお、承認対象となる有価証券は、当分の間、地方銀行又は第二地方銀行協会加盟行の発行する株式であって、現に年 10% 以上の配当が行われており、かつ、10% 以上の配当が実施されてから 4 営業年度以上の期間を経過しているもの、店頭取引の実績があり、売買が比較的容易で株価に著しい変動がないものに限ることとする。

- (1) 有価証券の取得承認申請に当たっては、次に掲げる書類を提出させるものとする。

理由書

取得しようとする有価証券の明細書

当該有価証券を発行する会社の概要を記載した書類

取得しようとする有価証券の最近 1 年間の気配相場を記載した書類

株式の場合は 1 株の払込金額、株式の種類、最近の配当について記載した書類

最近の日計表

その他必要な書類

- (2) 有価証券の取得承認申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

情実、投機の目的をもった取得ではないか

金融機関への預託による保証債務の増大を阻害するものではないか

資産の安全性、流動性、収益性を低下させる恐れはないか

支払準備資産の充実に資するものであるか

- 1 - 1 - 7 その他必要な書類

信用保証協会法施行規則に定める「その他必要な書類」は、上記事項の審査の参考となる資料をいうものとする。

- 1 - 2 予備審査

協会から認可・承認事項について、申請に準ずる提出すべき書類の提出を受け、あらかじめ審査を求められたときは、予備審査を行うものとする。

- 2 報告等に関する事項

- 2 - 1 事業報告書の受理

協会から事業報告書の提出があった場合には、記載要領等に従って記載されているかを確認し、内容を検討のうえ受理するものとする。

- 2 - 2 信用保証協会台帳及び行政報告

- 2 - 2 - 1 信用保証協会台帳

所轄都道府県知事は、信用保証協会台帳（書式・参考資料編 様式 ）を毎年6月末日現在で作成し、事業の状況を十分把握するとともに、その写しを7月末日までに金融庁監督局長及び中小企業庁長官に提出するものとする。

- 2 - 2 - 2 行政報告

地方支分部局長は、施行令第4条第2項に基づく報告があった場合（同条第1項第2号に係る報告を除く。）には、遅滞なく金融庁監督局長及び中小企業庁長官に報告するものとする。

- 2 - 3 保証料率の変更に関する留意事項

信用保証協会における保証料率は、中小企業者等の負担に直接結びつくため、中小企業者等の保証のより一層の利用促進を図る観点から、保証料率の変更に際しては経営の合理化、効率化及び財政援助等により信用保証協会の経営の健全性が確保されているかに留意しつつ、保証料水準の低下に配慮するよう指導するものとする。

- 2 - 4 関連会社

関連会社（信用保証協会が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関

係等からみて信用保証協会と密接な関係を有する会社をいう。)については、信用保証協会が中小企業者等に対する金融の円滑化を目的とし、国及び地方公共団体から多額の支援を受けている点にかんがみ、適正保証の推進、審査・管理の充実を図るとともに業務の合理化・効率化を推進する必要があることから、以下の点に留意し指導を行うこととする。

- 2 - 4 - 1 関連会社の業務の範囲

信用保証協会が設立することができる関連会社の業務の範囲は、以下のものとする。

- (1) 主として中小企業金融安定化特別保証制度に係る求償権の回収業務であって、信用保証協会の共同出資により設立する会社が行うもの
- (2) 信用保証協会の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないもので、主として当該信用保証協会のために行うもの(いわゆる従属業務)
(例)・担保管理の補助業務(担保物件の現地確認、登記簿謄本等の徴求等)
 - ・事業用不動産の管理業務
 - ・職員向け福利厚生業務及び信用保証協会の調度品・消耗品等の一括購入業務
 - ・信用調査(債務者及び連帯保証人の現況調査及び資産調査等)の補助業務
 - ・求償権回収の補助業務(信用保証協会の指示に基づく督促状の作成・発送事務の代行、法的措置に係る各種書類の作成・発送、求償権先等調査)
 - ・広告・宣伝業務
 - ・人材派遣会社における労働者派遣業務
 - ・保証業務に関連したコンピュータ関連業務(システム開発、ソフトの販売、コンピュータソフトの販売に伴い必要とされる付属機器の販売、バックアップデータの保管管理業務、電算処理受託等)

- 2 - 4 - 2 関連会社の適正化措置

関連会社の範囲を越える業務を行っている関連会社については、次のように適正化を図るよう指導するものとする。

- (1) 当該会社等への当該信用保証協会の役職員等による出資は行わない
- (2) 当該会社等の商号を信用保証協会との関連を連想させないものとする
- (3) 当該会社等に対し原則として役職員を出向させない(適正化措置を完了)

- した会社等に対して、研修を目的とした出向の場合を除く。)
- (4) 当該会社等の営業所を信用保証協会の建物内に設置しない

- 2 - 4 - 3 関連会社に関する留意事項

- (1) 関連会社の範囲を逸脱する業務（一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等）を行っていないか
- (2) 関連会社を利用して、会社株式等を取得していないか
- (3) 信用保証協会の資産流出を防止する観点から、関連会社は信用保証協会が全額出資し、当該関連会社の資本の額は、商法で定める最低資本の額となっているか
- 但し、特別法によりその資本金額が定められている場合は、この限りではない
- (4) 親協会からの収入依存度については、原則として収入は、親協会からのものとなっているか（親協会を同じくする他の全額出資関連会社からの収入は親協会からの収入として取扱う。また、保証協会業務に関連したコンピュータ関連業務に係る収入についても、親協会以外の信用保証協会及びその関連会社からの収入を親協会からの収入として取扱う。なお、地方公共団体に対するコンピュータ関連業務に係る収入についても、他信用保証協会からの収入として扱う。）
- (5) 人材派遣会社における労働者派遣業務については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）」の趣旨に沿っているか

- 2 - 5 信用保証協会法第35条に基づく経営改善計画書の策定に関する報告

信用保証協会の経営の健全性を確保する観点から、業務又は財産の状況に照らして経営の改善を要する協会については、信用保証協会法第35条に基づき経営改善計画の策定に関する報告を求めるとともに、必要に応じて経営者に助言等を行い経営内容の改善を促進するものとする。

- 2 - 5 - 1 報告を求める協会の選定

都道府県知事は、管下信用保証協会が次に掲げる事項に該当した場合、すみやかに所轄財務局長との間で協議することとし、当該協議を踏まえた意見を記載した書面を添付して、金融庁監督局長及び中小企業庁長官あて進達するもの

とする。

なお、協議又は進達時点において、既に当該協会において適切な改善計画を策定し、実施している場合は、主務省と協議のうえ、本規定による報告徴求をしないことができるものとする。

- (1) 基本財産の減少経理（取崩し）を行う場合（国の政策に基づき特別に出えんされたものに相当する基金及び金融安定化特別基金の取崩しを除く。）
- (2) 動産・不動産償却、求償権償却準備金、退職給与引当金又は責任準備金のそれぞれについて基準を下回ることとなる場合（ただし、中小企業金融安定化特別会計における求償権償却準備金又は責任準備金のそれぞれについて基準を下回ることとなる場合を除く。）
- (3) 検査結果等を踏まえ、財務内容が著しく悪化し適正な代位弁済の実行に支障が生じている又は生じる恐れがある場合
- (4) 業務・経営管理面に極めて重大な問題があり、特にその改善が必要と認められる場合

金融庁監督局長及び中小企業庁長官は、当該協会が経営改善を要するかを詮議し、選定した場合はすみやかに信用保証協会法第 35 条に基づき経営改善計画書の策定に関する報告を求めるものとする。

- 2 - 5 - 2 報告徴求に当たっての留意事項

- (1) 報告徴求に当たっては、改善すべき事項を明記し、経営改善計画書を添付し報告させるほか、改善計画の実施状況を把握する必要があることから、原則半期毎 3 年間の継続的な報告を求めるものとする。
- (2) 報告期限は特段の事情がない限り原則 60 日以内とする。なお、報告期限を経過しても提出がなされなかった場合、罰則規定（法第 40 条、30 万円以下の罰金）に該当するので、その旨周知させるものとする。

- 2 - 5 - 3 報告の進達等

都道府県知事は、報告書の提出があった場合、実行性のある内容が適切に記載されているかを確認のうえ受理するものとする。

報告書を受理したときは、すみやかに金融庁監督局長及び中小企業庁長官に送付するものとする。

- 2 - 5 - 4 報告の再徴求等

改善計画の実施状況が著しく進んでいない場合及び3年間の報告期間中に改善がなされなかった場合は、報告の再徴求又は報告期間の延長を行うものとする。

- 3 一般監督に関する事項

- 3 - 1 法令解釈等の照会

- (1) 照会を受けた場合、権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとし、本監督指針等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答にあたって判断がつかないもの等については、 - 1 - 8 - 2 (2) に沿って処理するものとする。
- (3) 照会事例集については、金融庁及び中小企業庁の間で必要に応じ回覧するものとする。

- 3 - 2 信用保証協会に関する苦情等

- (1) 信用保証協会に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対して、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び信用保証協会の制度を確立することが職務であることを説明するものとする。
- (2) 信用保証協会の制度を確立する上で参考になると考えられるものについては、その内容を - 1 - 7 - 1 (2) に沿って処理するものとする。
- (3) 各財務局及び都道府県(市町村を含む。以下同じ。)においては、1年間の苦情等の件数を、毎年3月末現在でとりまとめ、これを4月末日までに金融庁担当課室に報告するものとする。

- 3 - 3 決算経理

信用保証協会の経理処理に当たっては、経営の効率化及び経営基盤の確立に資するため、真実性、明瞭性及び継続性の原則を尊重するとともに、収入及び支出は原則発生主義により計上し、その期の経営状態を明らかにするものとし、次に掲げる点について留意の上、指導するものとする。

- (1) 未収利息は正確に計算のうえ、当期の収入に計上されているか
- (2) 未経過保険料及び未経過保証料は正確に計算のうえ、翌期に繰越されて

いるか

(3) 未払保険料は正確に計算のうえ、経過分について当期の支出に計上されているか

(4) 諸償却は適正に行われているか

期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか

求償権に準ずるその他の債権については、求償権に準じて償却されているか

取引所に上場されている有価証券は、低価法に基づいて評価を行い、償却されているか

取引所に上場されていない有価証券については、商法の一般原則に準じて償却されているか

動産・不動産については、税法基準により直接償却の方法をもって行われているか

恣意的に償却を調整することによって、経理の操作を行っていないか

(5) 諸準備金及び引当金は適正に繰入れられているか

収支差額変動準備金

毎事業年度末の収支差額の剰余は、その100分の50の範囲内で、事業年度末における基本財産の2分の1相当額を限度として繰入れられているか

責任準備金

事業年度末における保証債務の額の1,000分の6に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。以下同じ。）を経過している保証債務額の10分の1に相当する額を加えた額が繰入れられているか（保証債務の額の中に中小企業総合事業団の保険に付されていない保証債務がある場合は、その保証債務額の100分の1に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日を経過している中小企業総合事業団の保険に付されていない保証債務額の100分の33を加えた額）

求償権償却準備金

事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその100分の33に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものに対しては100分の67に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰入れられているか

退職給与引当金

事業年度末において役職員が自己の都合により退職した場合の退職給与

規程による要支給額を繰入れているか

(6) 収支差額変動準備金及び基本財産の取崩しを行う場合は適正に処理されているか

収支差額変動準備金

収支差額変動準備金をもって毎事業年度の収支差額の欠損を補てんした
場合又は毎事業年度末に収支差額変動準備金を基本財産の基金準備金に振
り替えるために取崩した場合、その取崩しが協会業務の円滑な遂行を確保
する上で真に必要なものであったか

基本財産

収支差額変動準備金をもって毎事業年度末の収支差額の欠損を補てんし、
なお不足する場合は、基金準備金、基金の順で取り崩されているか(国の
施策に基づき特別に出えんされた金額に相当する基金及び金融安定化特別
基金の取崩しを除く。)

また、基本財産の金融安定化特別基金をもって、中小企業金融安定化特
別会計収支計算書上の収支差額の欠損補てんのために取崩した場合、その
取崩しが適正に処理されているか

- 3 - 4 中小企業金融安定化特別会計の決算経理

中小企業金融安定化特別保証制度に係る経理処理に当たっては、同制度の適
切な運用を確保するため、他の保証制度とは区分して収入及び支出を明らかに
するものとし、次に掲げる点について留意のうえ、指導するものとする。

(1) 期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定
める基準に従い償却されているか

(2) 責任準備金及び求償権償却準備金は適正に繰入れられているか

責任準備金

事業年度末における保証債務の額の1,000分の6に相当する額に保証債
権者が保証債務の履行を請求しうる期日(各信用保証協会が業務方法書に
定めるところによる。)を経過している保証債務額の10分の1に相当する
額を加えた額が繰入れられているか

求償権償却準備金

事業年度末における求償権(求償権補てん金額及び求償権補てん金の受
領予定額を除く。)のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対し
てはその100分の33に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものに対
しては100分の67に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったもの対
しては全額に相当する額を繰入れているか

(3) 毎事業年度の収支差額の剰余は、基本財産の金融安定化特別基金に繰入れるものとする

- 3 - 5 1 中小企業者等に対する保証金額の最高限度

信用保証協会の1中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、資産の健全性の確保、保証の均衡を図ることによって中小企業者等の金融の円滑化を期する必要があることから、次のように指導を行うこととする。

(1) 1中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出えん金及び金融機関等負担金の合計額の100分の20に相当する額又は保険限度額の2倍に相当する額のいずれか低い額を限度とする。

(2) 業務方法書に個別に規定する保証については、これらの制度の趣旨にかんがみ、中小企業信用保険法の保険限度額を限度とする。

(注) 保証の名義が異なっても、実質的に同一人に対する保証と認められるものについては、保証金額の最高限度の指導上は合算して取扱うものとする。

- 3 - 6 理事の選任等に関する留意事項

- 3 - 6 - 1 都道府県関係者の役員選任

協会の役員は、協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命権は都道府県知事にあるが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事が行っていることから、協会代表者(代表権を有する者全て)は現職都道府県職員(特別職を含む。)以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめるものとする。

特に、協会の常勤役員については、同協会を管轄する都道府県関係者からの選任者を半数以内にとどめるよう努めるものとする。

- 3 - 6 - 2 会長、理事長の常勤化

会長、理事長職は協会の業務運営に係る最高責任者であることから、十分な指導監督が可能となるよう常勤化について指導するものとする。

- 3 - 6 - 3 金融機関出身者の役員就任等

金融機関出身者の役員就任に当たっては、信用保証協会の業務運営に支障のない範囲内においてそのあり方を見直すなど、地域中小企業者の不信感を招くことのないよう指導するものとする。

また、役員構成については、信用保証協会の利用者の視点を適切に反映させる観点から、中小企業経営に関し識見を有する者を選任する等できる限り多様化を図るよう努めるものとする。

- 3 - 7 資金の運用及び管理に関する留意事項

信用保証協会の資金運用の健全性を確保する観点から、次に掲げる点に留意のうえ、指導するものとする。

- (1) 資金運用及びリスク管理に関する担当部署及び決裁権限等が資金運用規程その他の内部規程の中で明確になっているか。
- (2) 内部規程の中において、リスク管理手続その他のリスク管理のための規定（例えば、債券取得に係る格付基準、株式等の保有に係る損失限度額及び損失限度額遵守のためのロスカットルール等）が定められているか。
- (3) 資金運用及びその管理については、理事会等にて定期的に状況の報告を行うことにより透明性の確保が図られているか。特に、予算審議に係る理事会においては運用方針について、決算審議に係る理事会においては保有する有価証券の運用状況について、明らかにしているか。

- 4 その他の事項

実施要綱集

新法施行等により、新たに信用保険制度の特例が創設された場合は、「実施要綱集」を作成し配付するので、執務室内にファイリングし事務の参考にされたい。